

令和3年度

事業計画書

学校法人 梶山女学園

目 次

1	教育理念「人間になろう」と本年度の方針	1
I.	令和3年度事業計画を策定するにあたって.....	1
2	学園に関する事項	2
I.	設置する学校等の概要.....	2
II.	沿革.....	3
III.	令和3年度の重点事項.....	4
IV.	事務局.....	5
V.	保育園.....	9
VI.	センター等.....	12
3	相山女学園大学に関する事項	15
I.	中長期計画.....	15
II.	教育事業.....	16
III.	学生生活支援.....	24
IV.	研究事業.....	26
V.	国際交流.....	26
VI.	学術情報.....	28
VII.	社会貢献・連携事業.....	29
VIII.	学生募集・入試改革.....	31
IX.	管理運営.....	33
4	相山女学園高等学校・中学校に関する事項	34
I.	令和3年度の基本方針.....	34
II.	教育活動.....	34
III.	生徒指導.....	35
IV.	進路指導.....	35
V.	キャリア教育.....	36
VI.	安全管理.....	36
VII.	保健管理.....	36
VIII.	職員研修.....	37
IX.	保護者・地域住民等との連携・協力活動.....	37
X.	施設・設備.....	37
XI.	図書館活動.....	38
XII.	生徒募集計画.....	38

5	相山女学園大学附属小学校に関する事項	39
I.	令和3年度の基本方針	39
II.	教育活動	39
III.	生活指導	40
IV.	キャリア教育	41
V.	安全管理	41
VI.	保健管理	41
VII.	組織運営	41
VIII.	職員研修	41
IX.	学校評価	42
X.	保護者・地域住民等との連携	42
X I.	施設・設備	42
X II.	児童募集計画	42
6	相山女学園大学附属幼稚園に関する事項	43
I.	令和3年度の基本方針	43
II.	教育目標・教育課程	43
III.	安全管理・保健管理	44
IV.	保護者との連携	45
V.	地域への開放・発信・連携	45
VI.	教育相談体制	46
VII.	組織運営	46
VIII.	職員研修	46
IX.	施設・設備	46
X.	特別支援・他機関との連携	46
X I.	園児募集計画	47
7	相山女学園大学附属相山こども園に関する事項	48
I.	令和3年度の基本方針	48
II.	教育・保育目標	48
III.	安全管理・保健管理	50
IV.	保護者との連携	51
V.	地域への開放・発信・連携	51
VI.	子育て支援の体制	52
VII.	組織運営	52
VIII.	職員研修	52
IX.	施設・設備	52
X.	発達支援・他機関との連携	52
X I.	園児募集計画	53

1 教育理念「人間になろう」と本年度の方針

I. 令和3年度事業計画を策定するにあたって

椋山女学園の教育理念は「人間になろう」である。この教育理念の下、まず、人間とは何かを深く考えていきたい。また、椋山正弘前理事長は、「人間になろう」とは、「ひとを大切にできる」「ひとと支えあえる」「自らががんばれる」人間になることであると述べている。学園の事業の根幹である教育理念を、ここに詳説しよう。

今日、我々が謳歌しているような豊かな生活は、人間だけが作り出し人間だけが享受しているが、生活に苦しんでいる人々が多くいるのも事実である。さらに、人間は様々な危機に脅かされてもいる。身体的にも精神的にも、不幸な状況におかれている例も少なくない。第一の「ひとを大切にできる人間」とは、そうした困難な状況にあってもヒューマニズムを創造する人間である。

第二の「ひとと支えあえる人間」とは、人と人との協力とつながりを重視する人間である。元来、人間は互いにつながりを持ち支えあって生きてきたが、社会の都市化が進行するとともに孤立する傾向も顕著になりつつある。最近の様々な災害の度に見直されていることもあるが、私たちがめざすのは、人類の協調及び連帯を大事にする人間である。

第三に、「自らががんばれる人間」とは、自らが自主的に「なろう」とする決意表明をする人間をいう。本学園は「前畑がんばれ」の声援にこたえてがんばり、世界一を達成した前畑秀子の偉業を伝統に持つ学園である。一般的には、私たちは教育的な営みの中で自ら学習していかなければ人間になることはできない。また、苦勞して考え達成できた時の喜びは、真の生きがいである。そして、生きがいを獲得した人間は、人に対する思いやりを備えた人間性豊かな「人間になる」ことができる。

今まさに全世界が新型コロナウイルス感染拡大の脅威と対峙し、人と人との関わりが大切な時にあって、「人間になろう」という教育理念の意義は一層重要となっている。このような普遍的な教育理念の具現化を図るため、令和元年11月29日に制定した本学園の事業に関する中期的な計画に基づき、特に以下の4点の基本方針を掲げて事業を行う。

- ① 女子教育の意義を明確にしなが、ら、「学士力」「就業力」「社会人基礎力」等時代に合った人材育成を進めていく。
- ② 女子総合学園、女子総合大学のメリットを活かす一貫教育、連携教育を行い、教育並びに研究の充実を図る。
- ③ 少子化に対応できる積極的な経営を貫いて健全な財政を樹立し、経営の安定化を図る。
- ④ 教職員が協働することにより、一体感のある風通しの良い学園運営を行う。

2 学 園 に 関 す る 事 項

I. 設置する学校等の概要

椋山女学園大学・大学院

(令和3年度4月1日現在)

椋山女学園大学 大学院	研究科・専攻等		入学定員	編入学定員	収容定員
	生活科学研究科	食品栄養科学専攻（修士課程）	6	—	12
生活環境学専攻（修士課程）		6	—	12	
人間生活科学専攻（博士後期課程）		3	—	9	
研究科計		15	—	33	
人間関係学研究科	人間関係学専攻（修士課程）	20	—	40	
現代マネジメント研究科	現代マネジメント専攻（修士課程）	5	—	10	
教育学研究科	教育学専攻（修士課程）	6	—	12	
合 計		46	—	95	

椋山女学園大学	学部・学科		入学定員	編入学定員		収容定員
				2年次	3年次	
生活科学部	管理栄養学科	120	—	—	480	
	生活環境デザイン学科	137	2	2	548	
	学部計	257	2	2	1,028	
国際コミュニケーション学部	国際言語コミュニケーション学科	115	—	10	480	
	表現文化学科	95	—	10	400	
	学部計	210	—	20	880	
人間関係学部	人間関係学科	100	—	2	424	
	心理学科	110	2	3	452	
	学部計	210	2	5	876	
文化情報学部	文化情報学科	120	—	2	484	
	メディア情報学科	100	—	2	404	
	学部計	220	—	4	888	
現代マネジメント学部	現代マネジメント学科	180	—	—	700	
教育学部	子ども発達学科	170	2	3	692	
看護学部	看護学科	100	—	—	400	
合 計		1,347	6	34	5,464	

梶山女学園高等学校、梶山女学園中学校、梶山女学園大学附属小学校、梶山女学園大学附属幼稚園、
梶山女学園大学附属梶山こども園、梶山女学園大学附属保育園

(令和3年4月1日現在)

学 校 等	収容定員
梶山女学園高等学校（全日制課程普通科）	1,200
梶山女学園中学校	900
梶山女学園大学附属小学校	480
梶山女学園大学附属幼稚園	290
梶山女学園大学附属梶山こども園	120
梶山女学園大学附属保育園	30

II. 沿革

- 明治38（1905）年 名古屋裁縫女学校開校
- 大正 5（1916）年 梶山高等女学校併設設置認可
- 大正 6（1917）年 梶山高等女学校開校
- 大正12（1923）年 梶山第二高等女学校設立認可
- 大正13（1924）年 梶山第二高等女学校を開校 梶山高等女学校は、梶山第一高等女学校と改称
- 大正14（1925）年 名古屋裁縫女学校を梶山女学校と改称
- 昭和 4（1929）年 財団法人梶山女学園認可、梶山女子専門学校設立認可
- 昭和 5（1930）年 梶山女子専門学校開校
- 昭和 6（1931）年 梶山第二高等女学校を梶山女子専門学校附属高等女学校と改称
- 昭和12（1937）年 梶山女子商業学校開校（梶山女学校廃止）
- 昭和17（1942）年 梶山女子専門学校附属幼稚園開園
- 昭和22（1947）年 梶山中学校開校
- 昭和23（1948）年 梶山第一高等女学校、梶山女子専門学校附属高等女学校、梶山女子商業学校を梶山女学園
高等学校に組織変更 梶山中学校を梶山女学園中学校と改称
- 昭和24（1949）年 梶山女学園大学（家政学部食物学科、被服学科）開学
- 昭和25（1950）年 梶山女子専門学校附属幼稚園を梶山女学園大学附属幼稚園と改称
- 昭和26（1951）年 学校法人梶山女学園に組織変更認可
梶山女子専門学校廃止
- 昭和27（1952）年 梶山女学園大学附属小学校開校
- 昭和43（1968）年 梶山女学園大学家政学部食物学科専攻分離（食物学専攻、管理栄養士専攻）
- 昭和44（1969）年 梶山女学園大学短期大学部（文学科）開学
- 昭和47（1972）年 梶山女学園大学文学部（国文学科、英文学科）開設
- 昭和52（1977）年 梶山女学園大学大学院家政学研究科（修士課程）開設
- 昭和62（1987）年 梶山女学園大学人間関係学部（人間関係学科）開設
- 平成 2（1990）年 梶山女学園大学家政学部被服学科に住居学コースを増設
- 平成 3（1991）年 梶山女学園大学家政学部を生活科学部に名称変更し、生活社会科学部を増設
同学部食物学科を食品栄養学科に、被服学科を生活環境学科に、文学部英文学科を英語英
米文学科にそれぞれ名称変更

平成 6 (1994) 年	椋山女学園大学家政学部食物学科管理栄養士専攻廃止
平成 7 (1995) 年	椋山女学園大学家政学部食物学科食物学専攻、同被服学科、文学部英文学科を廃止
平成 9 (1997) 年	椋山人間栄養学研究センター開設 (平成16年まで)
平成11 (1999) 年	椋山女学園大学大学院家政学研究科を生活科学研究科に、食物学専攻を食品栄養科学専攻に、被服学専攻を生活環境学専攻にそれぞれ名称変更、また文学部国文学科を日本語日本文学科に名称変更
平成12 (2000) 年	椋山女学園大学大学院人間関係学研究科 (修士課程) 開設 椋山女学園大学生生活科学部食品栄養学科専攻分離 (食品栄養学専攻、管理栄養士専攻) 椋山女学園大学文化情報学部 (文化情報学科) 開設
平成13 (2001) 年	椋山女学園大学短期大学部閉学 オープンカレッジセンター開設
平成14 (2002) 年	椋山女学園大学大学院生活科学研究科人間生活科学専攻 (博士後期課程) 増設 椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科増設
平成15 (2003) 年	椋山女学園大学生生活科学部生活環境学科を生活環境デザイン学科に名称変更 椋山女学園大学文学部日本語日本文学科及び英語英米文学科を国際コミュニケーション学部国際言語コミュニケーション学科及び表現文化学科に改組 椋山女学園大学生生活科学部生活社会科学科を現代マネジメント学部現代マネジメント学科に改組
平成17 (2005) 年	椋山女学園創立100周年 椋山人間学研究センター開設
平成19 (2007) 年	椋山女学園大学教育学部 (子ども発達学科) 開設 椋山女学園大学生生活科学部食品栄養学科を管理栄養学科に名称変更 椋山女学園大学人間関係学部臨床心理学科を心理学科に名称変更 椋山女学園大学生生活科学部生活社会科学科廃止 椋山女学園食育推進センター開設
平成21 (2009) 年	椋山女学園大学文学部廃止 椋山歴史文化館開設
平成22 (2010) 年	椋山女学園大学看護学部 (看護学科) 開設
平成23 (2011) 年	椋山女学園大学文化情報学部メディア情報学科増設
平成25 (2013) 年	椋山女学園高等学校の収容定員の変更 椋山女学園大学附属小学校の収容定員の変更
平成26 (2014) 年	椋山女学園大学生生活科学部食品栄養学科及び人間関係学部臨床心理学科廃止 椋山女学園大学大学院現代マネジメント研究科 (修士課程) 開設 椋山女学園大学大学院教育学研究科 (修士課程) 開設
平成27 (2015) 年	椋山女学園大学附属保育園開設
平成31 (2019) 年	椋山女学園大学附属椋山こども園開設

III. 令和3年度の重点事項

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組

令和2年度は、各学校・園において、授業や保育内容、各種イベントの実施方法を見直しながら、感染拡大防止に関する様々な対応を実施した。小学校から大学では、オンラインによる授業や課題の授受を行い、幼稚園では休園期間に教員によるリズム遊びや手遊びの動画を配信し、家庭での保育を支援した。対面授業、保育の再開にあたっては、校舎内の各所にアルコール消毒液、飛沫防止パーテーションを設置し、サーモグラフィカメラによる体温チェックや、サーキュ

レーターを設置し換気を徹底した。大学ではそれらに加え、郵送による図書の貸出、Web面談、修学支援金支給、希望者へのWi-Fiルータ貸与を、高等学校・中学校ではタブレットを貸与し、コロナ禍での学修支援の充実を図った。こども園や保育園では、緊急事態宣言下においても通常保育の継続に努めた。

新型コロナウイルス感染症への対応については、長期的な対応が求められる。令和3年度についても、各学校・園において、コロナ禍での教育・保育の工夫を予定している。大学では、対面授業基本とするが、一部新型コロナウイルス感染症対策に伴う特例的な措置として遠隔授業も実施する方針である。対面授業実施においては、各教室にサーキュレーターを設置して換気を徹底する。また、教職員及び学生にはフェイスシールドを配付し、マスクとあわせて感染拡大防止に努める。あわせて、令和2年度の実績を生かしながら、課題や小テストの実施などに学習管理システム（Learning Management System）を積極的に活用していく。高等学校・中学校では、生徒の学習オンライン環境をもれなく円滑なものとするため、新入生全員に対してICT端末のリース・購入を求めることとした。小学校では、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等に準じ、感染防止に努めるとともに、感染リスクの高い教育活動、学校行事については、状況に応じて実施時期の変更や実施方法の見直しを行うとともに、積極的にオンラインを活用し対面による感染リスクの軽減を図る。幼稚園では、換気・消毒、飛沫防止、健康観察カードの徹底等を継続し、コロナウイルス感染状況によって変更がせまれる保育活動や保護者参観等をICTの活用などを通して充実させる。また、園内感染拡大を防ぐために、保護者から24時間体制でのコロナウイルス感染に関する情報のメール受付を徹底する。こども園・保育園では、園舎内の消毒や換気の徹底、登降園時の滞在時間削減の工夫、健康チェックカードによる健康管理の徹底など、引き続き感染予防対策を実施しながら園運営を行っていく。

学園全体では、学生・生徒・児童・園児及び学園関係者の健康・安全を第一に考えながら、学びや体験活動機会確保のため、迅速かつ適切な対策を講じ、学校等における感染及びその拡大のリスクを低減した上で、学校運営を継続していく。

2. 学士課程教育の質的転換を図るための大学改革を推進

大学では学長のリーダーシップの下、大学運営会議を中心に「栢山女学園大学中期計画」「栢山女学園大学における学士課程教育の質的転換のための改革アクションプラン」に基づく様々な教育改革を継続的に行ってきた。

令和3年度は、「栢山女学園大学中長期計画（2020年4月～2030年3月）」に基づき、「栢山女学園大学教育改革アクションプラン2020」の2020年度達成目標の未着手・継続項目や2021年度の達成目標、さらに、「2019年度実施の自己点検・評価結果に基づく改善計画書」に示された行動計画に対する具体的な方策の実行に当たり、大学運営会議を中心に、各学部教育内容検討会議や各種委員会、事務局の関係部署等が連携協力しながら大学改革をさらに加速させていく。

また、令和3年度は、令和2年度に受審した第3期認証評価結果を踏まえ、「栢山女学園大学の内部質保証に関する方針」を見直し、事業の実施、評価及び計画を連動させるPDCAサイクルを恒常的に機能させながら、競争的な補助金事業の採択を目指す。

IV. 事務局

1. 学園の社会的責任

本学園は、いつの時代も社会が求める教育を実践し、保育園から大学・大学院までを有する、女子総合学園として発展してきた。今後も、人材の育成及び学術研究の発展という、教育研究機関としての役割と社会的責任を常に自覚し、教育研究活動の改善と充実のために、不断の努力を続けることはもとより、安定した財政の下での運営、適切な情報開示等により、学園の質の保証と向上を図ることを重要な課題として位置付ける。

(1) 教育の質的転換のための取組

我が国における教育の振興に関する総合計画である第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）等により、教育行政の基本的方向性は明確に打ち出されており、本学園も、これらに基づき、幼児教育の充実、質の高い学びを実現する教育環境の整備、各学校段階における継続的なPDCAサイクルの確立等に必要となる体制の整備を進めていく。

特に、大学においては、平成30年11月の中央教育審議会による答申「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」等にみられるように、より高度な質的転換や教育の質保証が求められている。本学でもこれらに対応するため、「大学運営会議」を中心に学長のリーダーシップの下、「相山女学園大学中長期計画」及び「改革アクションプラン」を策定し、教育改革を行うなど、教育の質的転換のための取組を進めていく。令和3年度は、中長期計画第1期（2020年4月～2023年3月）を柱に、PDCAサイクルに基づく大学改革をさらに加速させていく。

また、各学校（園）間における連携協力関係を更に深め、0歳児から大学院生までが集う総合学園の強みを活かした教育研究活動を推進するための教育環境及び組織体制の整備を継続して行っていく。

（2） 情報公開の取組

財務情報や教育情報等を始めとする本学園の情報については、これまでもWebサイト等で積極的に情報開示を進めてきた。大学においては、平成26年度に導入された「大学ポートレート」を活用し、積極的に教育情報を公表している。令和3年度は、引き続き、学園、各学校（園）のWebサイトや大学ポートレート、その他各種媒体を活用して積極的かつ分かりやすく学園の情報を開示し、より多くの方に学園の教育研究活動に対する理解を深めてもらうことで、社会への説明責任を果たしていく。

（3） 法令遵守の取組

本学園では、法令等に基づく適切な管理運営を行うため、規程類の整備に努めている。

今後も関係法令の改正及び学内外の教育環境の変化に迅速かつ適切に対応するとともに、学園構成員が常に高い倫理観に基づき行動することができるよう諸規程の整備を図り、学園内の体制を整備していく。

2. IRに関する取組

平成24年度からIR（Institutional Research）機能を本学園に導入し、事務局各課に配置したIR室員から成る企画広報部IR室を設置した。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、計画していたIR研修や大学IRレポートの発行を実施できなかったが、令和3年度は、学園に関わる各種データ及び情報を収集・分析した結果をまとめた『大学IRレポート2021 vol.3』を発行する。また、各部署の保有するデータの整備、蓄積、共有化を進め、IRシステムを組織的に構築し、大学運営に反映させる。そのため全職員がIR感覚を身につけ、客観的根拠に基づき考え、行動できるよう、IR研修等を実施する（大学IR室と合同で開催）。

平成26年度から発足した教職協働の大学IR室では、主に教育の質保証に関するデータ（教育IR）の分析に当たっている。令和3年度は、大学教育及び大学生活の効果測定の指標ともなる「学生総合満足度調査」（新入生に対しては「大学生活に関する入学時意識調査」）を継続して実施し、経年比較した分析結果を大学運営会議等関係会議に提示していく。加えて令和元年度からお茶の水女子大学ほか約20大学で実施する「ALCS 学修行動比較調査」に参加し、他大学との比較分析を行っている。令和2年度は、調査参加大学の中の8女子大で構成する「女子大グループ」と看護学部を持つ5大学で構成する「看護系グループ」に参加し、学科ごとに他大学との比較分析を行った。令和3年度も他大学と連携したIRを継続し、相対的、客観的な観点で本学の現状把握を行うとともに、学内外に情報発信していく。また、企画広報部IR室とも連携して大学経営に資するIRを目指し、室員の知識、スキルを高めるため、先進大学の視察やIRの専門家を招いたIR研修を実施する。

3. 人事・労務に関する計画

（1） 労務管理の適正化・効率化

勤務時間の適正管理に向けて高等学校・中学校及び小学校所属職員に行っているタイムレコーダーによる勤怠管理の対象を事務職員及びこども園職員に広げることを検討する。これにより、勤務時間の適正な管理を行うとともに給与計算時の効率化を図るための方策を併せて検討する。また、給与明細、年末調整のWEB化について令和2年度の実績を踏まえて改善を行う。

（2） 人材育成及びSDの推進

令和2年度のSD（Staff Development）研修会については、テーマを「メンタルヘルス」とし、3密を回避するためオンデマンドによるe-Learningを用いてビデオ視聴及びアンケートへの回答という形で行った。令和3年度は、事

務局SD委員会と大学FD委員会との連携、SD研修会の開催、学外の研修会への教職員の派遣及びZoom等での参加を進める。また、多様化、専門化する課題に対応するための事務職員の養成と人員配置についても検討を進める。

(3) 法令遵守及び就業環境の改善

令和2年度は、法令改正に合わせ子の看護休暇及び介護休暇の時間単位での取得に係る就業規則の改正を始め、育児短時間勤務の取得期間の延長や、高等学校・中学校非常勤講師の特に必要な場合の定年年齢の引き上げを行った。令和3年度も、労働法等の改正に伴う就業規則等の改正を適切に行い、労働時間を適正把握したうえでの働き方改革、雇用形態に関わらない公正な待遇の実現、変形労働時間の仕組みを生かした労働時間に関する労使協定の締結を進める。

(4) ハラスメント防止・対策

令和2年度は、「ハラスメント防止のためのガイドライン」を刷新し、改正労働施策総合推進法での職場でのハラスメント対策の強化に対応した。令和3年度は、ハラスメント防止のために、新規採用者へのハラスメント防止のためのガイドライン配付や全職員を対象とした講演会の開催を計画運営する。

また、ハラスメント相談窓口、ハラスメント相談室相談員を配置し、担当者への研修を行う。特に窓口担当者の資質向上を図る。

(5) 教職員の心と身体健康促進

令和2年度のストレスチェックの受診率については、メールでの通知などを工夫した結果、昨年度より平均で20ポイント上昇した。令和3年度についても引き続きストレスチェックの必要性や結果の活用について啓発を行う。また、新型コロナウイルス禍での教職員の健康診断について、令和2年度の反省点を踏まえ、待ち時間の短縮など対策を行う。

4. 広報活動計画

本学園の広報活動では、媒体選定において、ターゲットとなるステークホルダーに、本学からの情報が確実に届くかを重視している。そのため、予算的な制約もあり、数多くの媒体を利用できないが、最適の媒体を選定し、また、複数の媒体を合わせて、その相乗で効果的な結果が出るよう工夫している。そのため、広告の効果測定は重要な指標である。予算執行に当たっては、広報予算は有限であり、令和3年度においても、広報費の有効な執行に努めたい。

新型コロナウイルス感染症の影響から行事開催が見通せない中、令和2年度に各種行事が中止あるいは開催規模が縮小された経験から、WebサイトやDMなど対面を必要としないツールでの広報展開を拡大する。コンテンツは、学生、生徒、児童及び園児の活動を中心とした学園及び各学校の特長をわかりやすく社会に伝えることで、その充実を図る。

学園広報では、社会に常に意識されている動きが学園及び各学校にあり、教育という学園本来の機能が常に活性化されているというイメージを形成していく。その上で細部にまで検討を加えることで教育の上質さを醸していきたい。例えば、令和2年度に見直しを行った大学サイトをさらにブラッシュアップすることに努める。また、大学と併設高校との間で、学園の一貫教育を促進し強化する目的で、平成28年度に開始した併設高校向けパンフレットの作成や高校3年生あてのDM発送を継続する。

各学校の広報では、各学校が毎年、志願者を新規に開拓し、出願者とすることが目的になる。同時に、合格者から入学者への定着率を上げていくことも目指している。受験者が出願する学校を決定する情報は、学校案内、学園の各サイト、オープンスクール/オープンキャンパスで提供されているが、上記のとおり令和3年度は学校案内及び各Webサイトの充実により、本学各学校の情報提供を図り、上記目的を達成したい。

とりわけ、タイムリーに情報を得ることができるWebサイトの充実は、欠くことができない。本学Webサイトは、平成27年度にリニューアルを行い、令和2年度にマイナーチェンジを行い、その利便性は向上した。これを志願者獲得や学園及び各学校のイメージアップにつなげていくため、本学のWebサイトへサイト利用者を誘導する仕掛けや仕組み作りを行い、また、ログ解析による検証も継続する。

各学校にはそれぞれターゲットとする志願者層とエリアがある。広報効果が最大限生かせるよう、他部署とも連携していく。また、メディア等が行う各種ランキングでの評価の向上を目指す。

5. 施設・設備計画

令和2年度は、大規模修繕、防災対策を計画どおりに実施した。また、省エネルギー対策の取組も順調である。一方、中長期キャンパス整備計画については、ファシリティマネジメントに基づく各建物・施設などの調査により、空調機更新工事などの施設設備の整備を行っている。

令和3年度は、大規模修繕、中長期キャンパス整備計画、防災対策、省エネルギー対策を以下のとおり実施する。

(1) 大規模修繕

令和2年度に実施できなかった工事に加え、ファシリティマネジメント中期計画に基づき、以下の工事を実施する。

① 設備更新

老朽化により効率が悪くなった空調設備、給排水設備及び照明設備を更新することで、省エネ効果による公共料金や環境負荷の低減を見込む。空調設備では、製造年月、運転時間などを考慮して優先順位付けし、空調機をエネルギー効率に優れた設備に更新する。給水設備では、老朽化が進んでいる国際コミュニケーション学部棟高架水槽の更新工事を実施することにより設備を維持する。照明設備では、現代マネジメント学部棟や日進キャンパス人間関係学部2号棟の講義室を中心にLED化することで省エネ・長寿命・地球環境への配慮を行う。

② 外壁・漏水改修

星が丘キャンパス体育館屋根防水塗装、山添キャンパス雨水排水対策を実施する。また、各キャンパスの外壁塗装などを行うことにより施設維持、美観の回復を図る。

(2) 中長期キャンパス整備計画

令和2年度に引き続き、星が丘キャンパスの建物の将来配置と各建物の仕様を構想していく。また、策定した中期計画の見直しを行うとともに、長期の建物修繕・長寿命化計画の策定及び建て替え時期の見極めを行う。

(3) 防災対策

本学園は、保育園から大学・大学院までを有し、3つのキャンパスに分かれていることから、災害時には学園全体として機能するよう体系的な対策を講じる必要がある。施設・設備面における計画として、以下の2点を実施する。

① 震災対策

平成26年度に実施した各建物における非構造部材の耐震診断の結果を基に、計画的な耐震改修を継続して実施する。

② 災害時用の備蓄品・非常食の整備

平成24年度に策定した計画をもとに、令和3年度も備蓄品や非常食の整備を進める。

(4) 省エネルギー対策

省エネ法により、学園が「特定事業者」に、星が丘キャンパスが「第二種エネルギー工場等」に指定され、『電気、ガスのエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減』という目標が課されたことから、継続的な取組が求められている。そのため、省エネ設備への計画的な更新とエネルギー消費実態の把握に加え、専門業者の知見を積極的に活用していくことで、継続的な省エネ活動を推進していく。また、日進キャンパスについても、平成27年度に導入が完了したエネルギー管理システム(EMS)による空調制御を活用し、導入前と比較して10%以上の省エネ化を目指す。

6. 財務計画

学園の財政状況は、日本私立学校振興・共済事業団の示す「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」によれば、A3と正常状態の最下位となっている。令和2年度予算においては、基本金組入前当年度収支差額を事業活動収入で除した事業活動収支差額比率は、理想である10.0%に満たない2.9%となっている。そして新型コロナウイルス感染症による影響は、学園のみならず世界全体に今後どのような影響を与えていくのかは未知数である。そのような状況の中、更なる情報化対応、老朽化した建物の計画的な保全、省エネ施策での施設改修にかかる資金を要し、また、18歳人口の減少が進む中、思うような広報活動が行えない学生募集は困難となっており、今後の収支は予断を許さない状況にある。

継続的な施設設備の保全は、重要性、緊急性を優先して毎年予算を一定額確保したうえで計画的に行っているものの、大規模な改修等に伴う支出を勘案すると、少なくとも100億円が必要となると試算される。また、新型コロナウイルス感染症防止対策、遠隔授業対応等に要する経費も必要となってくる。

収入においては、大学の入学定員充足率の厳格化により、定員を超える入学者の授業料等に依存する経営は益々難しくなっており、大学の収入超過で、幼稚園から高等学校までの支出超過を賄うことは厳しくなっていくことは必至であり、幼稚園から高等学校までにおいても教育面のみならず諸制度の更なる改革が急務である。

こうした状況下で、令和3年度は引き続き、学園の基本方針に基づく積極的な経営に即する事業、各部門の事業計画に基づく計画的な施設設備の改修事業を重視する中で、厳選して予算の編成を行うものとする。特に、教育の質的転換への対応や南海トラフ巨大地震を想定した防災・減災への対応、新型コロナウイルス感染症防止対策やその状況下での教育の質保証への対応を行いつつ、将来必要となる校舎等建替整備に備えるための資金を確保する。

また、各学校等においては、新規事業として掲げる事業の精選及び継続事業として掲げる事業の仕分を実施し、物品の安易な買い替えや浪費といった冗費の削減になお一層努めるほか、各部門の経常費についても配付方法の見直しをさらに推し進める必要がある。

なお、①教育改革に要する経費、②一貫教育・連携教育に要する経費、③学園の発展・財政基盤の確立に積極かつ直接に寄与する企画に伴う経費、④学生生徒等の安全対策に要する経費を含め、学園として必要と認められる事業は、厳選して理事長裁定とするほか、補助金対象事業、寄付による事業、受託事業、収益を伴う事業及び科学研究費助成事業間接経費等の外部資金を前提とする事業については、別枠として裁定し予算措置するものとする。

寄付金事業としては、在学生、職員、卒業生その他一般を対象として開始した「椋山女学園教育振興基金」及び書籍の買い取り金額が本学への寄付となり、全額を本学学生の奨学金として役立てる学生支援プロジェクトとしての「椋山女学園大学古本募金」の募集を継続するほか、学園の施設設備の拡充及び教育研究の充実に資することを目的とする「施設整備・教育研究充実のための寄付金」についても、入学後の新入学生の保護者に対して継続して実施する。寄付者に対する説明責任を果たすためにも、寄付金による事業の実施状況を公開し、更なる理解と協力を呼びかけていく。なお、令和2年度までの寄付金を原資として、令和3年度も引き続き施設設備・教育充実事業を実施する。その他、椋山女学園大学同窓会との連携による奨学金や施設設備等の充実を目的とした同窓生からの寄付の募集及び遺贈の呼びかけを継続していくことで、寄付金収入の充実を図る。

V. 保育園

1. 令和3年度の基本方針

保育園は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。この状況を踏まえ、子ども一人ひとりを大切に、子どもも保護者も安心できる保育園を目指すとともに、地域の子育て支援の場となるよう努めていく。

令和3年度も本学園の教育理念「人間になろう」に基づいて、人間形成の基礎を培い、乳児の健やかな成長にふさわしい環境を整えて、子どもの心身の発達を助長することを目指し、次の保育方針に基づいた保育を展開する。

- ①健康な心と体（よく食べ、よく眠り、生き生きと遊べる子どもに育てる。）
- ②人間関係力（人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を持つ子どもに育てる。）
- ③自己発揮（様々な体験を通して、興味や関心を持つ子どもに育てる。）
- ④豊かな心の育ち（保育士との信頼関係のもと思いやりの心を持つ子どもに育てる。）

新型コロナウイルス感染拡大防止については、安全な教育・保育が提供できるよう対策を講じていく。

2. 保育目標

(1) 各年齢の目標

- ①0歳児の目標
 - ・一人ひとりの生理的欲求を満たした生活リズムが整う。
 - ・遊びを通して五感の発達が育まれる。
- ②1歳児の目標
 - ・安定した生活の中で基本的な生活習慣の獲得を目指す。
 - ・一人遊びや探索活動を十分に楽しむ。
- ③2歳児の目標
 - ・基本的な生活習慣の確立を目指す。

- ・自我の芽生えの中で、気持ちのぶつかり合いを通して友達との関わりがわかる。

(2) 保育の内容

①養護【生命の保持】

- (f) 0歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、適切な援助や応答的な関わりを通じて、人への基本的信頼関係が芽生えていくようにする。
 - ・子どもの発達過程に応じた生活リズムを作る。
- (i) 1歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、生理的欲求が十分に満たされ、快適に生活できるようにする。
- (h) 2歳児のねらい
 - ・保健的で安心・安全な環境の中で、生理的欲求が十分満たされるようにする。

②養護【情緒の安定】

- (f) 0歳児のねらい
 - ・保育士等に見守られながら、安心安定した生活を送ることができる環境を整える。
- (i) 1歳児のねらい
 - ・一人ひとりの子どもが安心感をもって過ごせるようにする。
- (h) 2歳児のねらい
 - ・保育士等との安定した信頼関係のもとで子どもが自分の気持ちを表現できるように見守る。

③教育【健康】

- (f) 0歳児のねらい
 - ・食欲、睡眠、排泄等の生理的欲求が満たされ、快適に過ごす。
- (i) 1歳児のねらい
 - ・安全でゆったりした環境の中で、身体を十分に動かしたり、手指を使ったりした遊びを楽しむ。
 - ・身の回りの簡単なことを自分でしようとする。
- (h) 2歳児のねらい
 - ・戸外で十分に身体を動かし、遊具や用具を使った簡単な運動遊びを行う。
 - ・身の回りのことを自分でしようとする。

④教育【人間関係】

- (f) 0歳児のねらい
 - ・身近な保育士等のもとで基本的信頼感が育つ。
- (i) 1歳児のねらい
 - ・保育士等や友達に関心を持ち、模倣をして遊んだり、自分から関わったりする。
- (h) 2歳児のねらい
 - ・友達との関わりを通して簡単な約束があることを知る。

⑤教育【環境】

- (f) 0歳児のねらい
 - ・安心できる人的、物的、自然環境のもとで五感の働きが豊かになる。
- (i) 1歳児のねらい
 - ・安心できる環境の中で探索活動を存分に楽しみ、外界に対する興味や関心を持つ。
- (h) 2歳児のねらい
 - ・自然と触れ合う中で好奇心や探求心が芽生える。

⑥教育【言葉】

- (f) 0歳児のねらい
 - ・優しく語りかけてもらい、発声や喃語に応答してもらうことで、発語の意欲が育つ。
- (i) 1歳児のねらい
 - ・日常生活に必要な言葉がわかり、言葉で気持ちを表そうとする。
- (h) 2歳児のねらい
 - ・生活や遊びの中で自分のしたいこと、してほしいことを言葉で表す。

⑦教育【表現】

- (f) 0歳児のねらい
 - ・保育士等の声や表情に安心感を覚え、快、不快感を表現し欲求を表す。
- (i) 1歳児のねらい
 - ・歌、手遊び等を模倣しながら、のびのびと表現し楽しむ。
- (h) 2歳児のねらい
 - ・みたくて、つもり遊びによって互いにイメージを共有し合い、ごっこ遊びを楽しむ。

⑧食育

- (f) 0歳児のねらい
 - ・離乳を進め様々な食べ物に慣れることで、食べる意欲が育つ。
- (i) 1歳児のねらい
 - ・楽しい活動の中で、空腹感を感じ自分で進んで食べようとする。
- (h) 2歳児のねらい
 - ・食事に必要な習慣を知り、友達と一緒に食べる楽しさを味わう。

3. 保護者及び地域との連携

- (1) 保育士は園児の登降園時に子どもの様子を連絡する。
- (2) 連絡帳を通して保育園での子どもの様子が保護者に伝わるようにする。

- (3) 毎日のクラス保育の様子が掲示板で保護者に伝わるようにする。
- (4) 年間行事予定表を前年度末に保護者に配付し、保育園行事には積極的に参加してもらるようにする。
- (5) 園だより、クラスだより、保健だよりを毎月発行、配付し、子どもの様子や成長が伝わるようにする。
- (6) クラス懇談会、保育参加、個人懇談会を実施し保育士と保護者との連携、保護者間の交流を深める機会とする。
- (7) 保護者会と連携、協力し子どもの育ちを支える。
- (8) Webサイトを活用して、保育の様子を写真等で伝える。
- (9) メールシステムにより緊急連絡等を行う。
- (10) 保育園見学者を火曜日～木曜日の間で受け入れる。
- (11) 地域の子育て支援の場に職員を派遣する。
- (12) 地域に子育て支援の場を提供する機会を持ち、保育園の社会的役割を果たす。
- (13) 園庭開放日（さくらんぼちゃんのおにわ）を設定し、地域の子育て支援・保護者支援の一助を担う。
- (14) 区役所、保健センター、民生委員、主任児童委員等との連携を図り、地域に根差していく。

4. 安全対策

- (1) 月に一度の避難訓練、隔月の危機管理訓練、半年に一度の不審者対応訓練、年に一度の防災訓練を実施し、職員は、緊急時に冷静に対応し、子どもの生命を守ることができるようにする。
- (2) 日常の安全点検は自主点検表に従って行う。
- (3) 保育室、トイレ等の清掃はこまめに行い、玩具、砂場等の消毒は適時実施し、感染症対策をする。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う。
 - ①衛生管理・換気について
 - ・園舎内の消毒
 - ・玄関にアルコール消毒液設置
 - ・各保育室前室に自動手指消毒器設置
 - ・入室時に石鹸での手洗い（1・2歳児）
 - ・保育室・職員室の窓を常時開けて換気
 - ・各保育室に空気清浄機、加湿器の設置
 - ②登降園時の送迎について
 - ・玄関にサーマルカメラ設置、検温（保護者）
 - ・マスク着用（保護者）
 - ③園児の健康管理について
 - ・自宅での検温・記録
 - ・保育中の健康状態の把握
 - ④行事について
 - ・状況に応じて中止または規模を縮小したり内容を変更したりして実施
 - ・動画配信の活用
 - ⑤職員の健康管理について
 - ・検温、体調チェック、マスク着用、手洗い、アルコールの手指消毒、ペーパータオルの使用
 - ・職員室に飛沫防止パーテーション設置
 - ⑥実習生の受け入れについて
 - ・大学との連携のもと安全策を講じた上で実施
 - ⑦来園者（業者、園見学等）について
 - ・玄関での検温及び手指消毒の徹底、マスク着用
 - ・園見学者の人数制限

5. 職員計画

- (1) 保育理念、保育方針、保育目標に基づき、全体的な計画、年間、月間、週の指導計画を作成し、評価反省を行い、児童福祉の増進を図る。
- (2) 研修計画に基づき、名古屋市子ども青少年局保育運営課主催の研修、名古屋保育士会研修、名私保育士会研修等、外部の研修に積極的に職員を派遣し、情報を共有する。また、園内研修を実施するなどして保育士の人間性と専門性を高めるなど保育の質の向上を図り、保育内容の充実を目指す。
- (3) 相山こども園・保育園で合同研修を実施し、互いに共通理解を図る。
- (4) 役割分担及び責任体制は、保育園の定めのとおりとするが、常に協調と連携を密にし、円滑な保育園運営を行う。

6. 併設学校・園との連携

- (1) 相山女学園大学附属相山こども園、幼稚園との連携を図りながら、より良い保育を目指す。
- (2) 保育園から相山こども園への入園優先枠は数名程度確保される。
- (3) 併設大学からの保育ボランティア、保育実習生を受け入れ、併設小学校、中学校、高校生の次世代育成支援のための学びの場を提供する。

7. 園児募集計画

- (1) 本園の特徴の広報・発信
学園広報課と連携しながら、Webサイトを充実させ、保育内容を発信する。
- (2) 見学者の受入れ
受入れは、火曜日～木曜日の間とし、保育園の生活や保育方針等の説明を行う。

VI. センター等

1. オープンカレッジセンター

オープンカレッジセンターでは、学園の有する人材及び施設・設備等の資源を活用して「相山オープンカレッジ」事業を実施し、在学生の資格取得の支援のほか、一般の方に生涯学習の機会を提供し、社会に貢献している。

令和2年度はカレッジ独自講座46講座、キャリアアップ講座51講座を開設予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止によりカレッジ独自講座をすべて閉講とし、キャリアアップ講座はオンデマンド方式の遠隔授業を中心に29講座を開講した。講座の募集方法として、オープンカレッジのパンフレットを制作し、会員及び資料請求者に配付していたが、例年後期受付開始前に配付しているチラシについては作成せず、コロナ禍により閉講に至る旨を案内した。

令和3年度は、コロナ禍を契機に開講講座の見直しを行い、カレッジ独自講座を本来の趣旨である本学教員等が担当する講座のみの開講とし、キャリアアップ開講については受講希望者が少なく開講条件に満たない講座を開講とする以外は例年どおりの開講とする。

2. 学園情報センター

学園情報センターではパソコン、サーバ、ネットワーク環境整備の中長期計画を立案し、クラウド活用を中心に学生の自主学修や教員による教育研究活動を支援するための環境整備を行っている。

(1) 学内のパソコン利用環境整備

学生生徒、教職員のパソコン利用環境を順次整備し、安定した利用環境を提供するとともに、機器の高性能/高機能化、ソフトウェア/コンテンツの拡充を経済性も考慮しつつ進めている。

令和2年度は、教育学部、中央図書館、日進図書館のパソコン、高等学校・中学校の職員室及び事務用パソコンの機器更新を行なった。また、補助金事業による中学校・高等学校におけるiPadを用いた学習環境の拡充を支援した。ソフトウェアではMicrosoft、Adobe等包括契約を継続するとともに、Office365、G-suiteのクラウドサービスを最適化

し遠隔授業に活用できる状態に整備した。それらの活用方法については、学園情報センターの対外Webサイト、学内専用サイト等で周知を行ない、教職員学生が講義に対応できる環境整備を進めた。

令和3年度は、パソコン教室更新の検討、小学校、中学校・高等学校でのiPadを活用した学習環境拡充、ソフトウェア契約適正化等の対応を進める。また、パソコン利用環境については、持込パソコンの活用、仮想パソコンの提供等、将来的な在り方を具体的に検討する。

(2) サーバ・ネットワーク環境の整備

情報通信サーバ・ネットワーク環境整備は、統合・高速化・高機能化を目的とした整備を順次進め、より安定した環境を学生生徒、教職員へ提供するとともに、運用コストの低減を進めている。

令和2年度は、外部データセンター、学園キャンパス、パブリッククラウドを組み合わせる体制とした。教務システムのデータセンターへの移設、星が丘、日進、山添間のネットワーク接続をデータセンター中心とする等、障害、災害等が一部の学園キャンパスに影響を与えた際でも、影響のないキャンパスでは継続利用を可能とする、障害に強い環境を整備した。

令和3年度以降は、メーカーサポート期限切れへの対処に加え、学内で使用されるタブレット、パソコン等の増加に備えたネットワーク、無線LAN環境の強化、ライセンス更新等を進める。

また、学園情報センター業務のアウトソーシングについては、令和3年度も平成30年度から実施している体制を継続する。

(3) 情報セキュリティの向上

電子情報セキュリティ対策については、利用者への啓発による利用方法の周知徹底、セキュリティサービスの導入、監視対応の強化を順次実施する。

令和2年度は、教職員メール環境の多要素認証化と利用開始手順の簡易化による利用率向上に基づくクラウドサービスのセキュリティ強化を行なった。

令和3年度は、メールセキュリティの向上、学内で使用されている各種電子ファイルに対する利用者権限の設定、パソコン上の振舞検知によるウイルス感染等対策といったセキュリティ機能の向上をクラウドサービスの活用で図る。また、学内規程、ガイドライン等の見直しによるセキュリティインシデント発生時の対策及び対応方法の強化を進める等、情報通信環境の安全性を高めるための整備を進める。

3. 椋山人間学研究センター

椋山人間学研究センターには、現在、①プロジェクト調査・研究活動、②人間講座の開催、③椋山フォーラムの開催、④年誌『椋山人間学研究』の発行という4つの事業がある。

令和3年度のプロジェクト調査・研究活動としては、4つのプロジェクト（①総合人間論、②環境と人間、③子どもの発達をつなぐ、④プログラミング教育）及び公募プロジェクトの実施を計画している。プロジェクトの研究成果は、活動報告会で発表され、年誌『椋山人間学研究』にも掲載し、公表している。令和3年度も各プロジェクトの調査・研究活動を継続させ、より深化した研究成果を学内外に還元しながら進めていく。

人間講座は、公開講座として開催することで、本学の教育理念「人間になろう」を学内外に発信している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により食とコロナウイルスと人間についてのアプローチをすることとしてオンデマンドによる配信により開催したが、令和3年度は、社会情勢や参加者の意見を鑑みた視点から4回程度開催する。

椋山フォーラムは、学外の著名な研究者を招へいし、椋山人間学研究センター主催としては年1回開催している。様々な専門分野の知見を得ることでセンターの研究活動の進展や学外とのネットワークの広がりによる研究活動の活性化を図り、名古屋市を始め、近隣の地区に広報活動を行い、一般公開することによって社会貢献を図るものである。令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により第42回椋山フォーラム『「ダイエット」を歴史と文化から再考する』と題してオンデマンドによる配信により開催した。令和3年度もセンターが「知の拠点」となるに相応しい内容で講演会を行う。

年誌『椋山人間学研究』は、本センターの紀要として発行し、その掲載内容は、各プロジェクトの活動、人間講座、フォーラムの開催報告等をまとめたものであり、学内外に向けて公開している。年誌は、センターWebサイト上で閲覧でき、全国の関係大学・施設にも送付している。令和3年度も引き続き、年度末に第17号を発行する。

4. 椋山女学園食育推進センター

椋山女学園食育推進センターには、①食育に関する講演会の開催、②学園内飲食施設との連携及び支援、③食育に関する事業の企画、立案及び実施、④食育関連事業への支援、⑤食育に関する研究という5つの事業がある。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、椋山フォーラム（第14回椋山女学園食育推進センター講演会）を始め、学園内飲食施設との連携及び支援、食育に関する事業、外部諸団体等への食育関連事業の支援などについて、計画していた食育推進活動はほぼ中止となった。なお、3年ごとの『食』に関する実態調査については、大学を除く高校から幼稚園までの全学校種と保育園で実施した。

令和3年度は、令和2年度に実施した実態調査の結果を公表するとともに、詳細分析を行う。また、食育に関する事業の実施・学園内飲食施設との連携及び支援・研究として、「大学キャンパス食育プロジェクト」「山添キャンパス等食育プロジェクト」を実施し、ヘルシーメニューの提供、食事バランスガイドの掲示等、これまでに実施した効果・改善に向けた研究の結果を踏まえた食環境整備を進めるなど、より一層効果的な食育活動を行う。

さらに、社会貢献の一環として、令和2年度に中止した椋山フォーラムを、オンデマンドによる映像配信を用いたオンライン講演会として開催するほか、東海農政局等自治体・企業が開催する食育関連事業への企画協力、講演会への講師派遣等について、新型コロナウイルス感染症の拡大状況をみながら実施できるものについて行う。また、センターのWebサイトの運用や「椋山食育通信（第13号）」の発行など、センターの取組や食育に関する情報を広く発信する場をさらに充実させる。

5. 椋山歴史文化館

椋山歴史文化館では、基本方針として「学園の広報」「自校教育」の2本柱を掲げている。

(1) 令和2年度は、新型コロナウイルス対策の中で「自校教育」を推進するため、小冊子「椋山女学園のあゆみ」のPDFデータ及びDVD「椋山女学園のあゆみ」の映像データについて、大学1年生全員を対象とした「人間論」（自校史）の授業で配信した。なお、例年実施している椋山歴史文化館見学の受入を中止した。令和3年度は、冊子「椋山女学園のあゆみ」を増刷し、授業等においてDVD及びWebサイトとともに積極的に活用し、自校教育の更なる普及を図る。

(2) 椋山歴史文化館では、これまで授業等を通じての来館者がほとんどであり、日常的な来館者は少ない状況である。令和3年度は、新型コロナウイルス対策を行う一方、掲示物、Web学生支援システム、Webサイト等を活用したPRを行い、日常的な来館者を増やすための方策を継続する。

(3) 令和2年度は、文化展示室企画展として、令和元年度から引き続き「裁縫雛形コレクション展～椋山の小さな衣服たち～」を開催した。しかし、新型コロナウイルス対策で入場者がほとんどなかったことから、令和3年7月まで開催期間を延長することとした。

(4) 椋中・高の山添展示室については、常時展示物の見直し等を検討し、展示内容の充実を図っていく。

(5) 椋山歴史文化館で保管する資料については、システムを導入し、令和3年度も引き続き整理を行い、データベース化を進めていく。

(6) 椋山歴史文化館では平成22年度から大学の学芸員養成のための博物館学内実習のうち1回分の実習を担当しており、学芸員養成の一翼を担っている。令和3年度も学芸員課程からの要請があれば、積極的に博物館実習生を受け入れる。

(7) 椋山歴史文化館の活動を周知するため、開館以来、年2回程度「歴史文化館ニュース」の発行を続けている。令和3年度も引き続き「歴史文化館ニュース」を発行し、椋山歴史文化館の活動を周知する。

(8) 令和3年度は、大学史コーナー及び裁縫雛形資料コーナーの設置による所蔵資料の公開を進める。

3 相山女学園大学に関する事項

I. 中長期計画

1. 相山女学園大学中長期計画

相山女学園大学は、1905年に創始された相山女学園の伝統と教育理念「人間になろう」の下、女子教育の先駆者として、多彩な人材を育成してきた。本学の教育は、ここで学ぶ女性が時代の変化とともに自身の役割を見据え、創造し獲得した知を活かし、人を大切にし、人と支えあい、自らががんばれる人となることを目指す。

本学はこのような教育理念に基づき教育を進め、学術研究を究め、地域社会における評価を一層高めていく。さらに、少子化の潮流の中で社会に求められる女子大学として輝いていくために、入試改革、教育組織の再編、人材と施設の有効的利活用、社会、特に高校生に対する広報の在り方、グローバル教育、大学ガバナンス体制の改善等を常に模索していく。

令和2年度からは、平成31年1月に策定した「相山女学園大学中長期計画（2020年4月～2030年3月）」のもとで、女性のライフステージを意識し、「トータル・ライフデザイン」を主導コンセプトとして教育研究を展開し、これまで以上に受験生から選ばれ、社会から信頼されることを目標とした大学改革を推進している。

中長期計画は、実施計画をⅠからⅢまでの3期に分け、それぞれの年度において達成目標を定めているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、計画どおりに進めることができなかった事業がある一方で、ICT活用など一部事業は計画を前倒しで進めることができた。令和3年度は、実施計画Ⅰの2年目の年度目標達成に向けて計画を推進していくとともに、1年目に未達成であった事業の確認及び必要に応じて計画の見直しを行う。

I. 教育内容の充実

学生が主体的に学ぶ姿勢を醸成し、成長を実感できる教育を行い、主体的・対話的で深い学びを実現する。

①教養教育科目の充実、②柔軟な学部教育、③ジェンダー教育の推進、④食育の推進、⑤他大学との単位互換制度の充実、⑥教員の研究を促進する体制の整備、⑦教育の内部質保証、⑧大学院教育の充実

II. 学修支援

学生の多様なニーズに応じた学修支援を行い、教育効果を高めるとともに、学生が学修を深めることができる環境を整える。

①学修ポートフォリオ (Success) の活用、②学生の主体的な学修のサポート、③きめの細かい指導体制の確立、④アクティブ・ラーニングの活用、⑤図書館機能の充実、⑥ICTの活用

III. 学生生活

学生間、学生と教職員など、学内コミュニケーションの一層の充実を図り、必要なサポートがすぐに得られる安心・安全で健康的なキャンパスライフを実現する。

①快適な学生生活環境の提供、②学生サポートの充実、③経済的苦境にある学生の支援、④可能性を広げる機会の提供、⑤ハラスメントのないキャンパス実現に向けた取組の強化、⑥安心・安全を生む危機管理体制の整備

IV. キャリア支援

学生が就職、進学など進路についての希望を実現できるように、支援体制の充実を図り、就職の「質」を向上させ、卒業後も生涯にわたり支援する。

①キャリア育成センターの充実、②キャリア育成センターと学生相談室及び学修・生活指導教員との連携、③インターンシップの拡充、④ニーズを把握するアンケート調査の実施とフィードバック、⑤各種資格取得の支援、⑥大学院への進学を希望する学生に対する支援、⑦国家資格及び公務員志望学生に対する支援、⑧同窓会組織との協働によるリカレント教育の推進

V. 学生確保

教養から実学まで、在学生から卒業生・社会人まで、幅広い学びの要求に応えることによって、中長期にわたり安定した定員管理と質の高い学生の確保を実現する。

①適時的なアドミッションポリシー、②入学定員の安定的確保、③ねらいを絞った効果的な入試広報、④多様な

人々に開かれた入試制度、⑤調査研究

VI. 社会連携

他大学、行政組織、企業など、地域社会の様々な主体との連携を進めることによって、本学の活性化と発展を目指すとともに、地域社会に貢献する。

①地域内外における他大学との連携、②行政組織との連携、③星が丘エリアのまちづくりへの参加、④産業界・地域社会との連携促進、⑤子育て支援・幼児教育拠点施設としての相山こども園の活用

VII. マネジメント

教学組織の持続的な改革を通して、資源の最適配分を計画・実行するマネジメント力を一層強化する。

①教学マネジメントの機能強化、②ハード（施設設備）とソフト（教育）一体となった教育改革の実施、③各種センターの整理・集約による機能強化、④学内広報機能の充実、⑤総合学園のメリットを活かした教育の展開

II. 教育事業

1. 全学共通科目「人間論」・教養教育・キャリア教育

(1) 全学共通科目「人間論」

「人間論」は、学園の教育理念「人間になろう」を授業科目の形で追究するために設置された科目であり、「自校教育」、「大学での学び・キャリア教育」及び「学問的人間論」の3つの柱から構成され、全学共通科目として星が丘キャンパスにおいては学部を越えた交流型のクラス編成で実施している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応に伴い、授業構成を一部変更して遠隔授業とした。令和3年度は、感染防止対策を講じた上で対面での授業実施を予定し、引き続き「人間論基本方針」に基づき、全学共通の開講曜日・時限、授業構成・内容、教材・テキスト等により授業を実施する。また、1年生全員が履修（星が丘16クラス、日進3クラスを開講）し、多くの教員がオムニバスで担当するため、教育内容、成績評価等に偏りが生じないように、担当者会議を通じて教育内容・方法、評価方法について検証し、改善につなげる。

(2) 教養教育

平成27年度から全学共通化した教養教育は、教養教育機構運営委員会において受講者数の推移により開講クラス数等を検討し、学生のニーズに対応した編成を行い、質の向上を図っている。令和2年度は、特に前期科目を中心に新型コロナウイルス感染症対応に伴い多くの科目が遠隔授業となった。令和2年度の実施結果を受け、教養教育の諸課題（科目構成、授業内容、受講状況等）について検証し、令和3年度は学生のニーズを踏まえ4科目で4クラス増やす編成とする。また、令和2年度から開始している相山女学園大学中長期計画の実施計画I期（2020年4月～2023年3月）においては、その計画の一つとして教養教育科目「情報リテラシー教育」及び「多言語教育」の充実を図ることとしているが、新型コロナウイルスへの感染防止対応のため令和2年度は検討が進まなかった。令和3年度は現状把握、体制整備について検討を行う。

(3) キャリア教育

キャリア育成センターと教務課が連携し、トータル・ライフデザイン教育の考え方の下、全学共通科目「人間論」におけるキャリア教育、教養教育科目領域7「女性とキャリア」の科目を実施するとともに、各学科でキャリア教育科目を指定している。令和2年度からの相山女学園大学中長期計画に基づき、「人間論」、「女性とキャリア」の教育内容の見直しに着手し、学生が就職・進学などの進路について希望を実現できるように、キャリア支援体制の充実を図り、就職の質を向上させ、卒業後も生涯に渡り支援する教育プログラム、支援の充実を図る。

2. 学部教育

<生活科学部>

管理栄養学科では、カリキュラムの基盤である「臨床栄養」、「食育」及び「食品」3分野の学生への認知が高まり、自らの将来像を明確に持って学習に取り組む学生が増えている。

平成30年度から、それぞれの分野において、より特徴ある選択科目を増やすように学科教育内容検討委員会を中心

にカリキュラムの再検討を行っている。令和3年度から新カリキュラムへ移行する計画であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和3年度も継続して検討を進め、令和4年度に移行する予定である。また、社会が求める管理栄養士を育成するための検証を継続し、管理栄養士として活躍する職域の拡大につなげる。一方、新入生がスムーズに大学、学科教育に移行できるよう、平成28年度から始めた上級学年の在学生との交流の場を継続させる。さらに、管理栄養士等として社会で活躍している卒業生と3年生との交流の場を設けていたが、令和元年度から3年生に加えて1年生も参加させることにより、早い時期から管理栄養士としての就業を意識付けることができ、キャリア教育の一助となっているので、今後も継続する。

生活環境デザイン学科では、令和元年度から新カリキュラムがスタートし「アパレルメディア」「インテリア・プロダクト」及び「建築・住居」の3分野体制の中で育成する力を、令和元年度に再確認し、アセスメントポリシーを作成した。中でも1級衣料管理士、家庭科教員免許、一級及び二級建築士、インテリアプランナー、商業施設士、建築積算士補など各分野の資格取得のサポート体制を継続的に強化し、それらの資格取得数、合格者数などの実績を参考に各分野の自己点検・評価の指標として、教育内容の検討を継続的にしている。

令和2年度からは、学科の専門科目の中にSDGsに関する内容を積極的に取り入れ、外部講師による講演会を実施するなど、学生にSDGsに対する意識付けを行った。令和3年度以降も、常に社会情勢に敏感に対応しつつ専門科目を構成し、生活科学領域の学科として国内的にトップランナーとしての地位を確固たるものにしていく。さらに、生活環境デザイン学科の学びや関連資格と社会との接点を拡大できるように、地域連携だけでなく、就職ガイダンスや業界研究会及び学生と企業との交流会を継続的にいき、学科としてキャリア支援を進めていく。

<国際コミュニケーション学部>

令和2年度はスタート時点から、新型コロナウイルス感染症対策のために、令和元年度に策定した事業計画の大幅な変更を余儀なくされた。新入生のガイダンスは時間を短縮され、体系的な科目履修のための指導を十分には行えなかった。例年実施していた一泊の学外研修に代わる、令和2年度から日帰りの親睦行事、留学プログラム、キャリア育成センターで実施が始まった海外での就業体験プログラム、外国にルーツを持つ住民に日本語を教えるボランティア活動等、全て中止、もしくは延期となった。また、令和2年度第一回目の開催を目標としていた、海外でリサーチを行う能力を身につけることを目的にした新しい授業も実現に至らなかった。その一方で、人事については予定どおりに進み、令和2年度の哲学・倫理学担当の教員補充に加え、令和3年度も社会言語学担当の教員補充の予定である。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染の世界的な状況をにらみながら、中止・中断された行事、留学プログラムやボランティアの再開を慎重に判断していくことになる。しかしながら、本学部の語学留学対象地域である北米や欧州では収束が見込めず、留学プログラムを従来どおりに再開するハードルは高いため、ホームステイ体験を含めたオンライン留学を実施する。

本学部においては令和4年度から定年退職者が続き、令和3年度からその補充人事を進める必要があるが、次のカリキュラム改革と連動した人事として進める。自己点検・評価で課題とされた順次性と体系性を考慮した新カリキュラム案により、令和3年度はその構想にしたがって2人の教員の補充人事を行う。

令和2年度、とりわけ前期は、本学部のほとんどの授業が遠隔授業として実施された。前期の授業についてアンケート調査では、講義が動画でウェブ上に置かれているため何度も視聴できた、リアル教室の授業よりも質問を出しやすかった等、遠隔授業を評価する回答も数多くあった。令和3年度から授業は基本対面授業に戻すことを予定しているが、対面授業を基本としつつも遠隔授業のメリットを取り入れ、ウェブ上の学習管理システム(Learning Management System)を併用する新しい形の授業を模索することになる。令和2年度からファーストイヤーゼミで導入した「Can Do List」のような学修方法到達度リストを、他の授業にも導入することを検討し、自己点検・評価で課題として指摘された「学修成果の可視化」につなげたい。

最後に、長期にわたって遠隔授業が続き、キャンパスに足を踏み入れる機会が激減した在学生たちのケアも重要な課題である。新入生歓迎行事を中止せざるをえなかった令和2年度入学生を中心に、令和3年度は継続的に学習支援や生活のサポートを行う仕組みを整備する。

<人間関係学部>

令和2年度は、事業計画及び自己点検・評価結果に基づく改善計画書にしたがい以下のような活動を行った。まず、学部運営会議や将来計画検討委員会において、ここ4年にわたるカリキュラム改革の成果をPDCAサイクルにしたがって検証し、改善が必要な部分の洗い出し作業を行った。特に外国語を担当する専任教員が令和2年度末をもって1名となるため、令和3年度以降の教養教育科目の外国語教育の改善を喫緊の課題として検討し、必修科目の見直しを行った。そして、社会福祉士養成課程に関連する法令・通知等の改正に伴う社会福祉士試験受験資格取得に関する科目の見直しと合わせ、令和3年度からの学則改正案を策定した。さらに、令和4年度からの専門科目、及びモジュールの見直しについて検討した。また、学部独自のFD活動の方針を定め実施した。一方で、改善計画書に示した本学部の中長期計画や成績評価の客観性・厳格性を担保する措置の策定については、学部運営会議において検討を始めた段階で、いまだ策定できていない。

こうした点を踏まえ、令和3年度は、まずは改正したカリキュラムがスムーズに運用できるように努める。特に必修科目である教養教育科目の外国語の変更は、学部創設以来の大幅な変更であり、教授会などを通じて担当教員に留まらず専任教員全体に対して変更点に関する意識づけを行う。加えてガイダンスの機会などを通して、カリキュラム変更の意義などを学生に対してわかりやすく伝えるようにする。また、学部運営会議及び将来計画検討委員会において、令和4年度からの専門科目及びモジュールの見直しについて引き続き検討し、人間関係学部における学びの内容がより明確で魅力的になるような新たなカリキュラムを策定する。その上で、新たなカリキュラムについて、学部広報用パンフレットや学部Webサイトを通じて積極的に広報し、定員確保とより質の高い学生の獲得に努める。さらに、学部運営会議や将来計画検討委員会における議論を経て、教授会において令和2年度中に策定できなかった学部の中長期計画を定める。そして、この中長期計画に基づいた年度ごとのアクションプランを令和4年度分から作成する。また、成績評価の客観性・厳格性を担保する措置や学位課程全体を通じた学習成果を測定するための指標は、いまだ設定できておらず、その方法の開発も進んでいない。そこで、令和3年度も、大学運営会議における全学的な検討を踏まえながら、学部運営会議や教育内容検討会議においてこれらの事項を検討していく。さらに、令和3年度入試においても、心理学科で併設校推薦入試の定員を充足できなかった。そこで、令和3年度も併設校に対する広報活動の在り方を学部運営会議や入学広報実施委員会で検討し、改善策を実施するとともに、併設校推薦入試の定員や推薦基準についても、学部運営会議や入試委員会で検討し、必要に応じて見直ししていく。令和2年度は、学部のFD活動の方針として「令和2年度については、重度身体障害のある学生が人間関係学部にて初めて入学してくることを踏まえ、こうした学生の支援活動を促進するためのFD活動を行うこととする。」と定めた。そこで、令和3年度についても、令和2年度の活動結果を踏まえた上で新たな方針を定め、学部独自のFD活動を行う。

<文化情報学部>

令和2年度は、文化情報学部で開講している「海外言語文化演習A・B・C」のうち、「同演習A」(中国)と「同演習B」(カナダ)を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の発生により中止となった。これらの海外言語文化演習は、グローバル化が進む現代の情報社会に積極的に適応する能力とともに問題を解決することができる能力を備えた人材を養成するという学部の理念・目的を実現するために不可欠であるため、これまでの経験を踏まえて内容をさらに充実させ、令和3年度も継続する。令和3年度は「同演習A」(中国)、及び「同演習B」(カナダ)を実施する予定である。

令和2年度からルーブリックの導入に向けた検討を開始し、その成果は学部FDによる報告書として年度内に刊行予定である。令和2年度の検討結果に基づき、令和3年度にはルーブリックの組織的な導入を開始する。学修ポートフォリオシステムの導入については、令和2年度からの実施を目指していたが、新型コロナウイルス感染症による遠隔授業の実施に伴う諸対策に追われ、実現できていないため、令和3年度において計画の実行を目指す。

文化情報学科では、令和3年度末に専任教員1名の退職が見込まれるため、「教員組織の編制に関する方針(文化情報学部・令和元年度作成)」をもとに、公正かつ適正な採用を行う。また、学科の望ましい将来像を実現させるため、新規教員の公募に合わせて、現行カリキュラムの改正を行う。改正に当たっては、学科教育内容検討会を中心に検討を進める。例年実施してきた新入生に対する研修事業については、令和元年度から、宿泊を伴わない研修を3回開催す

ることになった。ところが2年目の令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で研修が3回とも中止となった。このため、令和3年度の研修は、博物館や伝統文化にかかわる研修であって、令和元年度の内容を越えるような研修を実施する。

メディア情報学科では、令和2年度に新しいカリキュラムが始まり、主要な学びはメディア社会、メディアコミュニケーション、メディア文化、メディアデザインに改編された。新領域・メディアデザイン担当教員の新規採用は上記方針に基づき、専門分野に関する能力の他、各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）も重視した内容で、公正かつ適正に行った。学科による自己点検により把握された学習成果の到達度を判断するルーブリックの導入が不十分という点については、令和元年度に導入検討方針が学科で決定され、令和2年度は5月の学部教授会で両学科とも導入の検討を行う活動計画が了承された。これを受け、本学科においても導入の取組に関する議論や研究が進められた。令和3年度においては、文化情報学科と歩調をあわせてルーブリックの組織的な導入を試みる。平成26年度導入のSCP（Special Concierge Program：初年次から希望者に学修計画や進路に関するアドバイスや支援を随時行う個別指導体制）はコロナ禍の6年目も一定数の希望者を確保する成果と実績を挙げ、令和3年度も継続実施する。

<現代マネジメント学部>

本学部では、平成30年度から、新しいカリキュラムを導入した。当該カリキュラムにおける特徴は、専門教育科目群において経営・会計、総合政策、キャリアの3つの領域から社会科学の基礎知識と実践的なスキルを相互に有機的に関連させて幅広く学修させる点にある。さらに、学生が選択できる科目数を増やし、各学生のニーズに対応できる学修形態を構築している。この新カリキュラムへの移行は順調に実施できている。

従来から実施している「アクティブ・ラーニング」については、引き続き、商品開発等の取組に加え、企業等と連携し、SNSを用いたライフスタイルの提案等がオンラインによる新しい手法で取組が展開された。令和3年度においてもPBL（Project Based Learning）としての企業や行政とのコラボレーションはもとより、それが難しい科目においても「アクティブ・ラーニング」の手法を工夫し、学部のすべての学生の主体的な学修を促進するような教育手法の確立とその体制の整備に努める。

また、近年、強化を図っているキャリア教育については、令和2年度から単位認定制度を適用して語学、情報、簿記等に関する資格取得において実績を挙げている。併せて、公務員、教員、秘書、ファイナンシャルプランナー、宅地建物取引主任者等に関するキャリア形成に役立つ資格取得の支援を、令和2年度も引き続き充実させる努力を行った。また、平成27年度から開始した「税理士職業セミナー」に加えて、令和元年度から日本税理士会連合会寄附講座「税理士による租税講座」を開講し、将来的には「税理士を目指す学生」等を輩出すべく、実学科目の充実を図ってきた。その結果、本学部生が税理士資格取得を目指して令和元年度に続き、令和3年度に本学大学院に進学する見込みである。令和2年度は、野村證券（株）の寄附講座を開講し、引き続き令和3年度においても学部教育の専門性と実践性を一層高めていく予定である。

この他、自己点検・評価において課題として挙げた入試区分別入学者のGPA数値の差異については、令和元年度からAO選抜及び推薦入試による入学予定者に通信教育型の入学前教育の履修を勧め、今後、その効果を計りながら各入試方式の運用について検討を進める。また、学習成果の把握・評価及び明確な指標については、いまだ設定できておらず、令和3年度はこれらの事項を検討していく。

平成28年度に学生ピアサポートグループ「TEAM RENATA」の提案により改修された学生控室では、コロナ禍によりグループ活動は縮小を余儀なくされた。令和3年度は、新入生向け相談会や就職活動壮行会などのピアサポート活動を対面も含め新たな交流方法などを予定されている。なお、令和元年度に整備を行ったワークスペース及びWEBカメラの付いたコンピューター演習室は遠隔授業にも活用されており、令和3年度も快適な学修環境を整えるよう継続して機器類の保守を行っていく。

<教育学部>

令和2年度には、保育・教育現場において強く求められる特別支援教育を充実させるため、5つの既存教育プログラムに加えて新たに「特別支援教育プログラム」の設定を目指し、具体的な検討を進めてきた。同時に、教職課程改正及

び保育士養成課程等の見直しに対応した「乳幼児保育プログラム」「幼児教育プログラム」のカリキュラム改正に呼応して特別支援教育の充実を図るべく人材を確保した。また、小学校新学習指導要領における外国語の教科化に対応した「初等教育プログラム」のカリキュラム改正（令和元年度実施）では、新設された「外国語（英語）」「外国語（英語）の指導法」の適切な実施を保証するため新たに人材を確保した。施設面では、これまで専任教員の個人研究室に併設していた教職サポートルームを独立させた。

令和3年度の事業計画としては、これまで検討してきた「特別支援教育プログラム」について、令和4年度の設置に向けて申請を行う。そのために定年退職を迎える専任教員の補充については、教職課程の維持を念頭に特別支援教育の充実に積極的に努めるとともに、公立学校などの教育現場との連携や卒業生の社会貢献の促進を円滑に進めることができる人材を求めて慎重に行う。また、併設する中学校、高等学校及び附属の小学校、幼稚園、保育園、こども園との連携も、学部として組織的に推進する。さらに、コロナ禍のため未着手である卒業生を対象とした学部教育の検証、すなわち、保育・教育現場において必要な資質能力が学部教育によって十分身に付いたかの検証のために、同窓会組織等を利用した卒業生の意識調査を実施してデータ収集を行う。加えて、令和2年度に独立させた教職サポートルームを有効に活用し、卒業生が保育士・教員として確実に社会貢献できるよう採用試験に向けた支援体制の更なる充実を図る。

＜看護学部＞

「現行カリキュラムの自己点検」を平成30年度から令和元年度にかけて、“看護学教育モデル・コア・カリキュラム”を基に実施した。結果として、大きな問題点はないものの、時代の要請（超高齢社会、2025年問題、地域包括ケアの時代など）にあわせて一部改編、変更の必要を判断した。令和元年10月発行の厚生労働省「看護基礎教育検討会報告書」により、“保健師助産師看護師学校養成所指定規則”及び“看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン”の改正（案）が示されたため、この情報も視野に入れた令和3年度カリキュラムを再編し、文科省に申請済みである。新カリキュラムのコアは、“生活、地域包括ケア”であり、“予防、健康維持、回復”等すべての健康の状況を視野に入れて科目の再編を行った。新カリキュラムが認可されれば、令和3年度は、入学生（12期生）は新カリキュラム、在校生は旧カリキュラムと混在する。本学の独自性を担保しつつ効果的な教育が展開されるよう検討し実現していく。

「大学、学部として求める教員像」は、教育の理念並びに目的・目標を十分理解し、“人間になろう”の理念に基づいた教育実践ができる人、同時にそれぞれの専門分野における研究能力を有している人、さらに地域貢献等の役割を果たし、大学・学部運営の観点から、積極的な役割を果たすなど組織に貢献できる人である。令和3年度は、多くの教員の昇任が認められる年となるように、学部長から各教員へ職位の資格要件を周知し、自覚して行動に移せるよう支援する。「教員へのFD活動及び支援」は、アクティブ・ラーニング、教育評価など、授業運営に効果的な内容を精選し、FD研修の充実・強化を図る。さらに、令和3年度カリキュラムでは、10領域の横断的な連携を促進し、学部運営が円滑に行えるよう情報を共有し、相互の連携を強化する。

「教育評価と本学部卒業生に対する外部評価」について、令和2年3月に卒業した7期生は、看護師国家試験では合格率99.1%、保健師国家試験は100%であり、病院・保健所・保健センター等からの卒業生に対する評価はおおむね良好である。しかし、就職については、公立や大学病院等が買い手市場に転じ始めており採用条件が厳しくなっている。そこで、学修・生活指導教員を中心に学部就職委員会、学部学生委員会や学部教務委員会と連携して学修支援を強化する。また、キャリア育成センターと連携して就職支援の充実を図る。令和元年度は5名が保健師として公的機関に採用された。「保健師教育」については、学生選抜・教育・就職までのスパンを意識して、2年次の2月に実施している保健師選択者選抜試験で適切な人材選考を行う。「教職課程選択者」においては、3名が養護教諭として公立小学校に就職した。令和3年度は養護教諭に必要な技術等の習得に向け、教職課程担当教員や小児看護学領域の教員を中心に、教育学部とも連携してサポートを強化する。

令和3年度入試では、指定校推薦依頼校の見直しを行ったこともあり、順当に推薦入試で志願者を確保できる見通しである。しかし、競合大学が増加する中、志願者及び入学者を引き続き確保するため、オープンキャンパスや出張講義等の広報活動を通して、魅力ある看護学部を適切に広報する。

3. 大学院教育

<生活科学研究科>

食品栄養科学専攻では、学部教育としての管理栄養学科のカリキュラムとの整合性を図りつつ、社会と時代の要請に応えられるように、また、大学院定員確保のため、より魅力ある大学院を目指して、担当教員の充実、担当科目・分野の見直しを行い、担当教員の充実、担当科目・分野の多様化は、令和2年度までにはほぼ完成している。しかし、定員が十分に満たされていないことから、令和3年度には、魅力ある大学院とは何かを学生を交えて十分議論し、定員確保に努める。

生活環境学専攻では、学部と大学院の授業科目と担当教員の整合性を図って来たが、令和2年度でM〇合大学院教員2人が退職することに伴い、再度、令和3年度中に大学院担当科目・分野、教員構成の見直しを行う。また、食品栄養学専攻同様に、定員充足に努め、とくに学部在学学生、他学部在学学生、卒業生、他大学学生に卒業展、Webサイト等を活用し、魅力ある大学院であることを説明、PRすることで、入学者の確保に努める。

また、特定研究成果による審査基準が示されていないことから、令和2年度中に作成した審査基準を、学生に周知する。

博士後期課程人間生活科学専攻では、各領域の担当教員の欠員によるアンバランスを解消し、社会の要請に対して柔軟に対応可能な態勢を整えて来た結果、令和2年度には定員を充足した。令和3年度以降も、より魅力的な博士課程教育・研究を実現し、定員充足を継続させるべく、カリキュラム及び組織の整備を図っていく。

各専攻とも、特に修士課程において、この数年間は入学定員が充足されていない。大学学部4年、修士課程2年の6年一貫教育、インターンシップを重視した教育等を含めた魅力ある大学院教育・研究を目指す。

また、学内外からの学生の応募を増やすための方策を全学的に検討していくとともに、生活科学研究科としても可能な部分を具体化する。例えば多様な人材を確保できる選考方法や、社会人に対応した6時限目、土曜日などの開講に柔軟に対応することなどを明確にし、入学希望学生に周知できるようにする。

<人間関係学研究科>

人間関係学研究科では、令和3年度をもって社会学領域及び教育学領域を廃止し、令和4年度に新たな領域を開設するという方針が定まっており、令和3年度は現体制の最終年であるとともに、新領域開設に向けての準備の一年となる。

社会学領域においては令和2年度の段階で在学学生はおらず、教育学領域では令和3年度に最後の修了生を送り出す予定である。体制が持続する臨床心理学領域では、令和3年度において、公認心理師養成カリキュラムの主眼である「心理実践実習」の学外実習先を充実させ、また、公認心理師試験の合格率をさらに高めるため、令和2年度に作成を開始した公認心理師受験勉強のための学習教材をさらに充実させる予定である。

そして、令和4年4月に開設予定の新領域は、制度的には研究科のカリキュラム改正であるため、令和3年度の後期中に学則改正をする。また、学生募集は令和3年度から開始する。その際、当研究科がこれまで実施してきたように、令和3年度においても、入試説明会を、他学部や他大学からの受験希望者が参加しやすいように後期に星が丘キャンパスにて実施する。

令和2年度現在構想中の新領域は、既存の社会学・教育学にこだわらず、多様な人々の“共生”の実現を追求するもので、カリキュラムは自学部である人間関係学部のモジュールと対応させる一方で、本学他学部、とりわけ社会科学系の学部からの進学も可能にすることを目指している。このような新領域を開設することで、「アクションプラン2020」に盛り込まれている「大学院教育の改善点の洗い出し」を当研究科として実行し、さらに「学部横断的な研究科の実現」への道が拓かれることにもなる。

そして、新領域においては、従来から当研究科で実施していた他学部からの兼任だけでなく、自学部である人間関係学部からの兼任を可能とすることで、組織編成の柔軟性を高める予定である。また、令和2年2月に策定した「教員組織の編制に関する方針」にもとづき、年齢構成の偏りを改善するため、令和3年4月から、2名の若手教員を加えることが予定されている。

<現代マネジメント研究科>

本研究科は、「より高度な教育研究を効果的に行うために、既存研究の成果に基づく優れた知識やアイデアの積極的かつ複合的な活用を図り、新たに高度な学術的知見を創造することによって知識基盤社会の形成と支援を担う高度な知識を有した女性を養成する」ことを目的として開設された。平成26年度（開設初年度）から平成28年度までに入学した学生は、修了後は志望どおり公務員や教員として、また、企業に就職して活躍するとともに、令和元年度には本研究科初の税理士資格登録者を輩出するなど、一定の成果を上げてきた。しかし、入学者数をみると、令和元年度が2名、令和2年度が1名と低迷したため、令和2年度から留学生特別選抜と職業人特別選抜を導入したが、その確保には至っていない。

また、令和2年度は、研究科の教員資格審査内規に基づき大学院設置基準上必要な研究指導教員数を満たすため、新たな教員を大学院担当に加え、研究・教育体制の充実を図った。

令和3年度においても「研究・教育体制の整備」を主眼として令和2年度に引き続き「イノベーション・マネジメント能力を育成するために必要な科目の整備充実を進める。」こととし、以下の課題を目標として進める。

(1) 本研究科担当教員は、社会において女性の活躍のチャンスを与えるための努力を怠らないよう、通常の学部FD活動に加え研究科独自のFD活動を充実させ、それらを通じて院生の教育の充実に努め、学外にも大学院教育についてアピールを徹底する。また、専門教育科目等を充実させ、実質的なキャリア教育に結びつくプログラムを検討する。

(2) 研究科の大学院設置基準上の必要教員数を継続して満たすために令和3年度の学部の新規採用教員のうち、研究科の教員資格審査基準を満たす教員を大学院担当教員に加えたうえで、教育体制の充実を図る。

(3) 定員の未充足については、早急に改善すべく、広報課や入試課と連携しながら募集広報の強化に取り組んでいく。特に、令和2年度から新たな選抜方法を導入しており、学部生・同窓生・留学生への研究科内の入試説明会やWebサイトを通して積極的に学内外に発信するとともに、学部と連携した履修制度を検討し、入学生の確保に努める。

<教育学研究科>

令和3年度はこれまでの実績を踏まえ、今後の厳しい教員採用状況や学校教育環境に対応できる高度な実践的指導力を備えた専門職の育成に取り組む。アドバイザー・ボードでの協議を中心に、入学方針や教育研究活動の改善を継続的に展開する。令和2年度からの取組も踏まえつつ、次の諸点を課題目標とする。これらはいずれも本学の次期中長期計画やアクションプランと密接に関連し、それを推進するものである。

(1) 設置目標に沿った教育研究活動が行われるよう、担当教員の研究活動の活発化と、FD活動による教育指導能力の改善に取り組む。

(2) 文部科学省の教職課程認定後のカリキュラムの系統性・体系性について、より充実させるための検討を持続的にを行い、その趣旨を踏まえた広報の充実を図る。

(3) 教職インターンシップが教員の初任者研修に近い実践的な指導力育成の効果をあげられるよう、実施校（特に併設中学校・高等学校、附属小学校、附属幼稚園等）・名古屋市教育委員会の協力を得て、より適正な教育指導体制を充実していく。愛知県教育委員会については、柔軟な連携を模索する。

(4) 現職教員が在職のまま学びやすい諸条件を整備し、その広報に努める。

(5) 学部学生・保護者・卒業生・学外者への大学院説明会及びWebサイトの大学院紹介の充実を図り、学部同窓会とも協力して、学生定員の確保と充足に努める。本研究科は、定員の確保が重大問題として存在し、問題解消のための更なる努力が必要とされる。

4. FD活動

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として、学習管理システム（Learning Management System）を始めとするICTを活用した遠隔授業（リアルタイム同時双方向型及びオンデマンド型）の導入が一気に進んだ。FD活動としても、遠隔授業に対応するため、「遠隔授業に関する勉強会・意見交換会」（令和2年4月17日開催）を実施するとともに、例年開催している「FD研修会」のテーマを遠隔授業についての検証と課題とした（令和2年9月1

0日開催)。また、例年の「授業アンケート」に加えて「遠隔授業アンケート」(教員及び学生対象)を実施し、授業改善に努めた一方で、学生FDスタッフによる授業支援は中止せざるを得なかった。

令和3年度は、引き続きICTの活用を念頭に、椋山女学園大学中長期計画に基づき、相互授業参観や授業方法についての研修会開催、授業アンケート結果の活用についての検討を行うほか、以下のFD活動は、継続して実施する。

(1) 授業改善を図る取組

- ① 授業改善のための授業アンケート
- ② 専任教員の教育・研究活動に関する自己点検アンケート

このうち、①の授業アンケートの内容については、授業改善につながるよう全学FD委員会において精査し、学部学科にて分析・検討を行う。

(2) FD研修

- ① 全専任教員対象FD研修
- ② 学部FD研修
- ③ 新任教員FD研修
- ④ 学外FDプログラムの周知

教員の資質向上や魅力ある学修を行うために、専任教員全員を対象にした研修を実施するとともに、他大学等で実施される学外プログラムについても情報共有を行う。

(3) シラバスの改善

より効果的な教育を実施するために、シラバスの記載内容が適正であるかどうかを確認する第三者チェックを引き続き実施する。

(4) 大学院FD活動

4研究科におけるFDに関する情報交換を行うとともに、大学院生対象の授業アンケートを実施し、集計結果から判明した課題に対する授業改善を検討する。

5. 学修支援

(1) 教育課程の体系化

本学の教育目的、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいた教育課程の編成及び実施について検証を行っている。令和2年度においては、人間関係学部、教育学部及び看護学部のカリキュラム見直しに伴う学則の一部改正の際に全学的観点での検討を行ったが、教育の内部質保証において重要となる学修成果の可視化等の検討は進まなかった。令和3年度は、アセスメント・ポリシーに基づき、学修成果の可視化に向けた具体的な評価指標作成を進めていくほか、中長期計画に基づいた教育内容の充実を進めていく。

(2) 学修要支援学生への支援

本学は、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学修・生活・進路の3つの支援方針を「学生支援に関する方針」として策定し、公表している。その方針に従い、各学部学科で定める基準により欠席調査及び修得単位数の少ない学生の抽出を行い、いち早く支援の必要性を把握するとともに、GPAを基にした履修指導・進路指導を行っている。令和3年度も方針に基づいた取組を継続し、要支援学生への支援を行う。

(3) 多様な学びへの支援

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症への対応として前期は全面的に遠隔授業を実施し、後期は一部で対面授業を行いつつも遠隔授業を基本としたことにより、学習管理システム(Learning Management System)を始めとするICTを活用した同時双方向及びオンデマンドによる遠隔授業の導入が一気に進んだ。また、学生の情報通信環境の調査を実施し、Wi-Fiルーターやノートパソコンの貸出等、個々の学生のニーズに応じた支援を実施するとともに、遠隔授業情報専用サイト(学生用)を立ち上げ、遠隔授業に関する各種情報をまとめて提供できるようにした。

一方で、大学改革アクションプラン2020で計画したその他の学修支援項目については、CAP制の実質化について検討したこと以外は実施できなかった。令和3年度は、遠隔授業への対応も一部継続しつつ、椋山女学園大学中長期

計画に基づき、学生の多様なニーズに応じた学修支援を行い、教育効果を高めるとともに、学生が学修を深めることができる環境を整えることを課題として取り組むため、①学修ポートフォリオの活用、②学生の主体的学習スペースの拡充、③GPAを活用したきめ細かな指導、④アクティブ・ラーニングの活用、⑤図書館機能の充実、⑥ICTの活用（e-Learning等）の取組を引き続き進める。

Ⅲ. 学生生活支援

1. 奨学金制度

「学生支援のためのガイドライン」に基づき、経済的に困窮し、修学困難な学生に対する組織的支援を行っている。令和2年度の主な経済的支援としては、267名が利用した授業料減免（令和2年度から開始）、給付型奨学金及び1,460名が利用した日本学生支援機構の貸与型奨学金等、学内外の各種奨学金制度の募集・斡旋、個別相談の実施、授業料等の分納・延納の受付などを行った。その結果、多くの学生に経済的支援を行うことができ、学納金未納による退学者の減少につながった。

また、成績優秀者上位5%の学生には、学業優秀賞として1万円を授与し、研究活動、文化・芸術活動、スポーツ活動、社会貢献などで顕著な功績を残した学生には、特別活動奨励賞として3万円を授与した。

国際化・グローバル化の推進のため、私費外国人留学生の授業料の減額及び私費外国人留学生特別奨励金の給付のみを行った。

令和3年度も引き続き「学生支援のためのガイドライン」に基づき、経済的支援が必要な学生が一人でも多く、安心して学生生活を送れるように学内外の奨学金制度を活用して支援を行う。また、日本学生支援機構等が募集する国際化推進のための奨学金制度への申請を積極的に行い、留学する学生の経済的支援を図る。

2. 健康管理・メンタルヘルス

「学生支援のためのガイドライン」に従い、メンタルヘルスや身体面での支援が必要な学生に対して、学生相談室カウンセラー、学校医、医務室及び関係教職員が連携して、学生・保護者から学生生活に必要な要請を聞き、「配慮願い」を作成して関係教員へ支援協力を行った。特にメンタルヘルスの問題を抱える学生は増加傾向にあり、学生相談室カウンセラーが中心となり、学生・保護者、関係教員と連携しながら支援を行っている。また、学生が学生相談室を身近に感じ、気軽に利用できるような方策としてイベントなどを実施しているが、令和2年度はコロナ禍のストレス解消を目的とした「オンラインでハーバリウムを一緒に作りませんか」及び「オンラインでクリスマスリース一緒に作りませんか」を実施した。これらの取組については、令和3年度も継続して実施していく。

また、学生相談室カウンセラー、学生課職員も学外の研修会等に参加し、障害を持つ学生への対応についての知識を深め、必要な支援ができるようなスキルアップを令和3年度も引き続き行う。

大学ハラスメント防止対策委員会において、令和2年度はハラスメントの予防対策として、学園と連携したアカデミックハラスメント防止研修会、新入生向けのリーフレット配付、ポスターや相談窓口担当者カード等を作成し、ハラスメントの防止対策に努めた。また、相談窓口担当教職員を対象とした研修会やニュースレター発行（年1回）なども行った。令和3年度も、ハラスメントの予防やハラスメントのない大学となるよう、これらの事業を継続し実施していく。

3. 課外活動・学生生活支援

令和2年度は、課外活動には大学全体として14.6%（昨年度：20.4%）の学生が参加しており、公認団体は53団体となった。その内、37団体について、活動に必要な経費支援を行った。令和3年度も引き続き活動実態・活動実績に応じた活動経費の補助を行っていく。令和2年度は前期期間中課外活動の実施を禁止した。後期には新型コロナウイルス感染拡大防止対策を行う事を条件に許可制で活動を認めた。大学祭についても、オンラインによる開催を実施した。令和3年度も引き続き感染拡大防止対策を実施することで活動を許可する。施設設備の充実に関しては、令和元年度から2年度の2か年で星が丘キャンパスのクラブ室のエアコン更新工事を実施し、クラブ室の環境整備を行った。

が、令和3年度は、消毒液の配布、検温計の貸出等、新型コロナウイルス感染症感染防止対策に係る環境整備を実施する。

災害時の学生の安否確認として、「災害（地震）対応マニュアル」を基に、令和2年度はS*m*a*p（We b学生支援システム）を利用した安否確認テストを実施した。令和3年度も南海トラフ地震等の大規模災害に備え、学生の防災意識を高めるためにも安否確認テストを実施する。

学生寮の令和2年10月31日現在の入居者数は84名、入居率は56.0%で、コロナ禍により令和元年度より大幅に減少した。ベッドやカーテンなど個室内の備品に経年劣化による破損が発生しはじめたため、順次更新していく予定であり、令和3年度は個室のカーテン等を更新する。また学生寮では、毎年1回防災避難訓練を実施している。令和2年度はコロナ禍の影響により実施しなかったが、令和3年度は実施する予定である。

学生が学生相互で支えあい、学生生活支援、新入生支援、キャリア支援、留学生支援、図書館利用支援、入試広報支援などで、学生が主体的に活動し活躍できるようになるために学生サポーター制度を設けている。令和2年度はオンラインによる新入生向け相談会やバランスボールを使ったエクササイズ等の活動を行った。このように学生サポーター活動は継続的に行われているが、活動に関する学生の認知度が低く、参加する学生が少ないため、令和3年度は活動が活発となるよう、令和2年度に引き続きサポーター活動の学内広報を強化し、学生の主体性を活かしながら学生サポーター活動の支援を行っていく。

4. 学修・生活指導教員制度の充実

学修や家庭環境、メンタルヘルスなど様々な問題を抱えている学生に対して学修・生活指導教員が相談や支援を行っている。学生が指導教員と相談しやすくするため、全教員のオフィス・アワーをS*m*a*pで公開しており、令和3年度も引き続き実施していく。

中途退学者や除籍者を減らしていくための施策として、授業の出欠状況や成績・単位修得状況により、支援が必要と思われる学生に対して早期の段階から助言・指導を行っている。令和3年度も継続して学生個々の学籍異動理由を可能な限り記録し、各種委員会で情報共有を行う。

5. 就職支援・キャリア支援

キャリア育成センターでは、本学独自のトータル・ライフデザイン教育を実践し、低学年からのキャリア観の醸成と3・4年生のキャリア支援の充実を図るため、椋山女学園大学中長期計画の実施計画I期として、次のとおり事業を展開していく。

(1) キャリア教育

1年次の全学生の必修科目である「人間論」及び、教養教育の領域7『女性とキャリア』においてキャリア教育の導入教育を行う。特に「仕事学入門」では、就職相談員が授業に積極的に関わることで、低学年からのキャリア支援の機会提供に繋げる。

さらに、コンピテンシーテストで自分の特徴を知り、将来について考える機会や今後の自身の活動の指針となる機会を設ける。また、ポートフォリオの活用を推進し、自ら考え行動できるよう働きかける。

その上でインターンシップによる就業体験や人材バンクの活用により実社会で活躍する人材との交流機会の提供を行う。

(2) キャリア支援

就職活動支援として9回にわたる3年生（大学院1年生）向け就職ガイダンスを中心に、対象別ガイダンス、就職相談員等によるフォロー講座、学内企業説明会、OG・内定者交流等を通じて、自己理解、業界・企業研究支援を行う。また、マナー講座やグループディスカッション・グループ面接対策講座、筆記試験対策プログラムにより、面接対策や筆記試験対策を支援する。さらに、公務員、教員及び看護職の企業就職以外の進路支援を実施する。学生には支援の全体像を提示し、わかりやすい講座運営を行うとともに、アンケートを通じて満足度等を確認し、適宜改善を図る。

個別相談に重きを置き、学部や学生相談室と連携を図りながら学生に応じた支援に配慮する。さらに、職員及び就職相談員で事例研究等を行い情報の共有を図りながら個別相談を充実させる。また、保護者との連携も重視し、情報発信を強化する。

また、内定を取得した4年生が学生サポーターとして企画運営するイベント等を開催し、下級生の就職活動の支援を行う。

(3) 企業開拓・広報活動

これまで多数の学生が就職している企業との信頼関係を深めるほか、学生のニーズや大学での学びを活かすことができる企業を開拓する。大学での学びや学生の資質などを、企業向けパンフレットなどを利用して広報し、椋山女学園大学をより多くの企業に認知してもらうことで採用につなげる。

(4) キャリア教育・キャリア支援体制の検証

卒業生や在學生へのアンケート及び外部評価により、本学のキャリア教育及びキャリア支援に対する検証を行う。問題点については、キャリア育成センター運営委員会等で協議しながら引き続き改善を行う。

また、卒業生向けのアンケートでは、学び直しについての意見や要望を収集し、リカレント教育の需要の把握を行う。在學生に対しては、国家資格の支援体制や公務員支援に対する評価及びニーズの把握を行う。

IV. 研究事業

1. 研究支援（研究費・研究環境制度の整備・充実）

研究支援については、個人研究費及び学園研究費の配付、外部研究資金の獲得支援がある。また、「大学活性化経費対象事業」については、大学の活性化を目的とした優れた事業に対して学長主導のもと予算配付を行っている。

学園研究費の配付については、個人研究のみではなく学部内及び学部を越えた共同研究に対しても支援している。外部研究資金（科学研究費助成事業、その他の学外研究助成金、受託研究費等）の獲得は、単なる学園財政上の問題を越えて、その採択、実施自体が大学に対する社会的評価の向上を伴う。令和2年度は、科学研究費助成事業（令和3年度新規分）への応募件数が、56件（令和2年度新規分は60件）であった。

令和3年度は、学園研究費Aにおいては、引き続き学部を越えた学際的な共同研究を奨励していく。さらに、学長のリーダーシップの下、研究助成の採択向上を目指し、科学研究費助成事業の説明会を実施するほか、教職員向けWebサイトを活用して、外部の研究資金の周知を行い、併せて研究支援体制を強化していく。

2. 研究成果の公表（研究活動の点検・評価を含む。）

本学Webサイトの「情報公開」欄に「大学・大学院教員一覧【履歴業績】」を設け、教員ごとの履歴や教育研究業績、社会的活動等の情報を毎年更新し、情報開示している。Webサイトの「研究・図書館」欄からは、大学図書館が運用する「椋山女学園大学学術機関リポジトリ」へリンクし、専任教員の論文等の研究・教育成果の電子データを学外からダウンロード可能な状態で公開するとともに、学術研究の向上に資するために支給する学内競争的研究費である「学園研究費助成金」の成果について、すべての「研究成果報告書」を年度ごとに公開している。また、定期刊行物としては、毎年『椋山女学園大学研究論集』及び各学部の紀要を発刊している。

令和3年度も同様に、研究成果を公表していく。

V. 国際交流

1. 国際交流

令和3年度は、椋山女学園大学の国際化ビジョン（2021年～2025年）に沿って国際交流を推進する。令和2年度は世界的な新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で計画した事業の多くを実施することができなかつたため、令和3年度はこれまで継続的に実施してきた事業に加え、令和2年度及び令和3年度新規事業計画を合わせて実施する。

留学に関しては、派遣、受入れとも留学が実現できなかった学生に対し、在学生には留学の可能性等の情報提供を行い、受入交換留学生には協定校へ日本の国内事情及び本学の受入に関する情報を提供する。

交換留学の協定校はこれまでアメリカ1校、カナダ1校、オーストラリア1校、中国1校、台湾1校、韓国2校、タイ1校、マレーシア1校、合計8地域9校である。令和元年度から協定校を10校以上に増加させるために、協定締結の引き合いがあるフランスの大学と協定締結の可能性について模索してきた。令和3年度は、当該大学と協定を締結するための交渉を行う予定である。留学生受入れについては、従来から行う9月からの受入れに加え、本学が指定する語学レベルを満たす留学生に対しては4月からの受入れも可能としている。ついては、令和2年度に受入れ、遠隔授業で本国から本学の日本語授業を受講している留学生や、留学を半年間延期した留学生は、令和3年3月に来日し、4月から本学で対面授業を受講する予定である。また、交換留学を継続的に行うため協定校を訪問し、担当者と留学に関する現状及び将来性について協議するとともに学生へのPR活動を行う予定である。上海師範大学とは例年交換講演を実施しており、令和3年度中に上海師範大学から講師を招聘し、講演を行う予定である。

短期留学生受入プログラムとして、例年8月と2月に実施する「椋山女学園大学ショートプログラム」について、令和2年度は実施できなかったが、令和3年度は、日本への上陸制限が解除された場合は8月と2月の2回実施する。

国際交流センターは、本学学生と留学生が定期的に集い、活発に異文化交流をする場として機能している。令和2年度に留学生と在学生、及び留学生同士がコミュニケーションを深める場所として新たに「グローバルラウンジ」を整備した。受入交換留学生と本学学生との交流を通して、受入交換留学生が、より充実した学園生活を送ることができるように、学内の公認団体「SAIC (Sugiyama Association of Inter-cultural Communication)」らとの定期的な交流を継続的に行っている。また、国際交流センターが協力し、SAICと学生サポーターが毎月一回「留学生カフェ」を開催し、学生と留学生の交流の機会を設けており、令和2年度は「SUGIYAMA Café」と名称を変更し、遠隔会議ツールを使って開催した。これらの活動を令和3年度も引き続き実施する。令和2年度は韓国の順天郷大学校が本学学生と順天郷大学生のオンライン交流会を開催し、韓国語や韓国の文化に興味のある学生が参加した。令和3年度はアメリカのニューヨーク市立大学リーマン校ともオンライン交流会を実施する予定である。日本語と英語による記事を掲載した『国際交流センター報』を継続的に発行し、Webサイトにも掲載している。また、令和2年度は、英語パンフレットや日本語及び英語の国際交流センターWebサイトのリニューアルを図ったので、令和3年度はこれらを活用し、本学の国際交流活動を国内及び海外に情報発信していく。

英語圏の大学との双方向型の協定の締結及び維持が極めて困難な状況を考慮し、本学への受入れはなく派遣のみを行う「派遣留学」の協定校として、平成30年度にオーストラリア、ニュージーランド、カナダの大学各1校と協定を締結した。令和2年度はカナダ、ニュージーランドへ派遣留学を希望する学生があったが留学できなかったため、これらの留学先が安全に留学できる状況であることが確認できれば、留学を希望する学生を対象に令和3年度に留学できるようサポートする。また、令和3年度はオーストラリアの派遣留学協定校に留学を希望する学生がいなかったため、この大学への留学に関する学内の広報活動を積極的に展開し、派遣を行う。

2. 留学生支援

国際コミュニケーション学部で開講された英語で行われている授業、外国人教員による外国語授業及びコミュニケーション科目は私費外国人留学生、受入交換留学生にも開放している。また、十分な日本語能力を持つ学生は英語での授業に加え、各学部で開講する受入れ可能な授業を受講できる。

受入交換留学生への支援事業の一環として継続してきた、交換留学生の希望に合わせたインターンシップを、令和3年度も実施し、大学の授業では得られない日本の企業での社会体験を積む機会とする。また、受入交換留学生が、学外でも日本の伝統、文化に触れられるよう、令和3年度も様々な日本文化体験学習の機会を提供する。さらに、地域社会との文化交流連携でホームビジットを実施し、受入交換留学生に日本の家庭生活を体験する機会を提供している。令和3年度は感染拡大防止の状況下で、環境の調査等を行い、コロナ禍におけるホームビジットについての検討を行う。平成30年度から「留学生教育コーディネーター」を国際交流センターに配置している。コーディネーターを中心に、留学生を教育と学生生活の両面から支援することで令和3年度以降も引き続き留学生教育の質の向上を目指す。

その他、学生の中からボランティアでスタディメイトを募集し、受入交換留学生の学習、生活面での支援を行っているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を行い、継続する。

「認定留学制度」は、在籍しながら海外の大学に留学し、留学先の大学で取得した単位が本学の卒業単位として認定されるため、学生は4年間で卒業可能となっている。令和2年度も希望者がいたが留学できなかった。令和3年度も認定留学制度を継続し、本学の学生が多様な留学を経験できるように支援していく。

海外に留学する学生への奨学金として、「椋山女学園大学振興会海外留学奨励補助金」を給付する。受入交換留学生に対する「椋山女学園大学受入交換留学生特別奨励金」の給付や、経済的に修学が困難であると認められる私費外国人留学生に対する授業料減額も、引き続き実施する。

令和2年度の「2020年度日本学生支援機構 海外留学支援制度奨学金」で国際コミュニケーション学部の「中期留学」が採択された。令和3年度も、このような競争的外部資金である給付型の奨学金の獲得に力を入れ、学生の財政的支援をする予定である。

学生の留学、異文化理解を促進するために国際交流センターの様々な支援プログラムを主催している。コロナ禍で令和2年度は中止となったが、海外留学で得た経験をどのように就職に結びつけるかというテーマの「留学支援セミナー」を令和3年度は実施する予定である。他にも、令和2年度に遠隔会議ツールを利用して実施した「留学説明会」「危機管理セミナー」を令和3年度は従来どおり対面により実施し、グローバル化社会に必要とされる異文化理解を深める機会を提供する。

VI. 学術情報

1. 図書館

(1) 館内環境の整備

中央図書館のサイン計画を進めるため、3か年の計画に基づき、令和元年度には地上階（1階から3階まで）のサインを更新したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、当初予算を別の事業に流用したことから実施できなかった。令和3年度は、令和2年度に計画したサインの更新を進める。また、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、最初に中央図書館に自動貸出装置を1台導入する。今後は、非来館型サービスの展開、館内の閲覧席数の適正化の検討を進める。

(2) 利用者サービスの推進

令和2年度は、印刷資料と電子資料を同時に検索できるディスカバリーサービスを導入した。引き続き電子資料の利用環境の整備を進める。令和2年度は、コロナ禍で、非来館型サービスとして電子資料が目され、今後は理系以外の分野でも学術情報のデジタルトランスフォーメーションが加速することが想定される。時代は、図書館の蔵書冊数を誇示する時代から、利用者への資料のアクセス環境を整備・充実する時代に移りつつある。当館もそうした趨勢に遅れることなく対応を進める。具体的には、購読契約している外国雑誌の学外からの利用環境の整備、電子資料の充実（電子書籍購入、オンラインジャーナル購読タイトル数増）、電子資料のメタ情報の整備（OPACへのメタ情報取り込み）を進める。

(3) 書架狭隘化対策の具現化

令和2年度は、複本及び経年による利用価値が少なくなった図書の除籍を進めた。令和3年度も令和2年度と同様に除籍を進める。この他、電子資料で閲覧可能な図書や、データベース化された索引・抄録誌等は、冊子体の利用が少ないことが想定されるので、冊子体資料の除籍について学内調整を進める。88号館は、収蔵方法の見直し、マイクロ資料の劣化防止対策として、温度及び湿度の適正管理を進める。

(4) 学生ライブラリー・サポーター制度の活性化

令和2年度は、コロナ禍のため、学生ライブラリー・サポーターの活動を中止した。令和3年度は、学生ライブラリー・サポーターに依頼する課題（例えば、図書館紹介映像資料制作、図書紹介ポップ制作）を整理し、学生の意向に基づき活動を進める。

(5) 学術機関リポジトリの推進

本学の研究成果は、すべて学術機関リポジトリで公開されるように必要措置を講じるとともに、オープンアクセス方針の制定を進める。オープンサイエンス、研究データ管理については、他大学図書館の動向を把握し、学内の関係部署と連携して対応を進める。

(6) 地域社会との連携の推進

令和2年度は、コロナ禍で4月15日から11月末まで臨時休館とし、学外者の利用を制限したことから、地域社会との連携を推進することができなかった。令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意した上で対応を進める。女子中高生を対象として図書館を通年開放する取組は、令和元年度と同様の活動を継続し、案内チラシ・ポスターを連携協定締結の名古屋市立図書館、日進市立図書館及び入試で指定校推薦とした高校に配付する。その他、Webサイトを通しての告知に努める。

(7) 非来館型サービスの充実

非来館型サービスを充実するため、利用者のいる場所（①図書館内、②図書館外の学内、③学外）を区別して提供するサービスを整理する。

(8) ラーニングコモンズの利用

令和2年度は、コロナ禍により、ラーニングコモンズの利用を制限した。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意した上で対応を進める。

2. 情報環境

情報リテラシーガイドラインに基づく情報リテラシー教育の展開及び情報リテラシー力向上のための環境構築を進めることにより、学生の情報教育を推進する。

(1) 情報リテラシーの共通化については、情報リテラシー1科目を必修化し、全学的に実施するとともに、入学者のレベルに配慮した授業の展開のためTS（ティーチングスタッフ）の配置を強化しており、本学学部学生による情報SA（情報 Student Assistant）の配置も一部学部で実施され、情報教育の充実が進められている。令和3年度は、引き続き情報SAの拡大展開と教育内容の見直しを行い、充実を図る。

(2) ITパスポート試験の自主学习ソフトを導入するなど、自主学习用プログラムの導入による情報関連資格の自主学习環境の整備により、学生の更なるスキルアップ向上を図ってきた。また、全学部を導入しているMOS試験のスペシャリスト（一般）を一部教室についてエキスパート（上級）にバージョンアップし、上位資格を目指す学生にも対応できるように整備してきた。令和3年度は、全学的にOfficeのバージョンが入れ替わるため、環境を整備し、利用促進を図るとともに、支援体制をより一層強化する。

(3) 情報系資格取得のための試験対策講座については、ITパスポート試験対策講座を継続実施する中で、試験対策用の自主学习ソフトを導入し、資格取得へのサポート体制を強化してきた。ITパスポート試験の上位試験である基本情報技術者試験の対策講座を実施するほか、情報セキュリティマネジメント試験の対策講座も行っている。平成29年度からは社会連携センターと連携し、受講生の維持・拡大を図っているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の方針に基づいて各講座を実施し、合格率向上を目指し、資格取得へのサポート体制を強化した。令和3年度は、基本情報技術者試験と情報セキュリティマネジメント試験もCBT（Computer Based Testing）方式へ移行されるため、講座内容を見直し、合格率向上を目指し、対策講座の充実を図る。

VII. 社会貢献・連携事業

1. 社会連携センター

本学では、以前から社会連携に関する活動を実施してきたが、活動は主に学内の各部署や教員等が個別に行うケースが多く、より組織的な取組へと深化することが求められていた。そこで、平成28年4月にこれまでの「エクステンションセンター」を「社会連携センター」に改組し、社会連携に関する活動を組織的に支援する体制を整えた。

社会連携センターでは、主に次の業務を行う。

(1) 行政機関、産業界、NPO法人等（以下、「地域・社会」という。）との連携に係る総合窓口に関すること。

- (2) 地域・社会の諸活動に対する専門的な支援に関する企画、調整、実施及び検証に関すること。
- (3) 地域・社会の諸機関との共同研究及び受託研究の受入れ、調整に関すること。
- (4) 生涯学習事業に係る企画、広報及び実施に関すること。
- (5) 地域・社会との連携に関する情報の収集及び発信に関すること。
- (6) その他地域・社会連携に関すること。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止により、各部署や教員等が個別に行う連携活動は縮小されていたが、社会連携センターが各活動に対する調整や協力等を行った。また、企業等からの連携依頼については大学の新型コロナウイルス感染拡大防止の方針に基づいて、大学学生や学部・研究室との調整を進めた。

令和3年度は、センターの行動目標・行動計画に基づき、地域、社会の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）とのマッチングを図り、本学の社会連携に関する活動をより深化させていく。また、教員の社会連携に関する活動の情報収集を行い、適宜、学内外に発信する。

2. 地域連携

本学は、平成24年度に締結した日進市との包括連携協定により、「まちづくり、教育、文化振興など、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応及び地域交流の活性化に寄与するため」に幅広い分野で日進市との連携事業を展開している。また、平成25年度には人間関係学部にて「地域連携ユニット」を設置し、平成27年度には「東山総合公園との連携と協力に関する協定」、平成29年度には「農林水産省東海農政局と椋山女学園大学との連携に関する覚書」、「奈良県御杖村、スィーパトゥム大学との木造建築システムに関する合意」、そして、令和元年度には「名古屋市長千種区役所との連携協力に関する協定」、「東山遊園株式会社との連携に関する協定」を締結するなど、大学と地域との連携を推進してきた。しかし、令和2年度は前述の協定等に基づき、連携活動を継続して実施する予定ではあったが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から活動を縮小していくこととなった。

令和3年度は、令和2年度に実施が見送られた千種区役所との連携事業として教養教育科目「安全学」の講義を千種区民にも公開し、防災に対する意識を学生と共に学ぶ機会を提供する予定である。

星が丘エリアでは、連携協定を締結した星が丘テラスを運営する東山遊園株式会社と名古屋市との連携を進め、星が丘のまちづくりの一翼を担っていく。

日進市との連携では包括連携協定に基づき人間関係学部を中心に様々な分野で協力をしており、日進市市民に対する人間関係学部教員による連携講座を始めとして、「地域連携ユニット」が、全市的に実施される行事についても、地域との協働関係構築に努めている。また、日進市が行う「にっしん市民まつり」、「にっしんわいわいフェスティバル」などにおいては、学生ボランティアを派遣するなど協力を例年行っている。令和3年度もこれらの活動を継続していく。その他、近接する中日青葉学園とは日進グラウンドの使用について、大学の施設開放の一環として無償貸与契約を交わしており、令和3年度においても契約を延長予定である。同学園は、複合型児童福祉施設として中日新聞社会事業団が設置しており、教育職員免許や社会福祉資格受験資格に関して本学学生の実習受入れの他、臨床心理相談等を請け負っており、今後も協力関係を維持する予定である。

3. 生涯学習（公開講座・連携講座の実施等）

椋山オープンカレッジでは、本学の教育・研究活動を地域社会に還元すべく、生涯学習プログラムの「カレッジ独自講座」と資格検定対策を主とした各種支援プログラムの「キャリアアップ講座」を設けている。

令和3年度は「カレッジ独自講座」については学内の教員が担当する講座のみの開講として、「キャリアアップ講座」とともに教養の涵養やキャリアアップを目的とした生涯学習の場を提供する。本学教員の持つ研究や専門性を活かした講座内容を検討し、地域の方々や大学とが共に学び合える場となるよう、開講を進めていく。

また、資格取得支援のため、秘書検定やTOEIC、マナー・プロトコール等の試験については、令和2年度の実施はコロナ禍により見送られたが、例年どおり学内を試験会場として申請し、団体受験を実施する他、要望が多い資格対策講座を引き続き提供していく。

連携講座等についても令和2年度はコロナ禍により実施が見送られたが、令和3年度は学内外の施設を利用して名

古屋市、千種生涯学習センター、日進市などの機関と連携講座等を実施し社会貢献、連携事業の充実を図る。

4. 高大接続

平成26年度以降、高大連携協定校を拡大してきた。愛知県高等学校家庭科部会とも連携協定を締結しているため、令和3年度は本学卒業生が活躍する公立高等学校の専門学科との連携が可能となるよう交渉を開始する。大学見学や入試説明会を実施、指定校推薦枠の恵与や高大連携協定校の生徒を対象とする「体験授業」の実施など、高大連携事業の充実を図ってきたが、さらに内容を深化させるため、高校訪問などの機会を通して高大連携協定校のニーズの把握に努め、実現可能な連携事業の中身について具体的に協議を進める。

令和元年度は、祝日の授業日を利用し、高大連携協定校の生徒が本学で開講する授業に参加・体験する「体験授業」を実施したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、大学での対面授業を実施できなかった。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況及び本学授業の開講状況を注視しつつ、感染予防対策に留意し体験授業を実施する。

併設校である相山女子学園高等学校との関係においては、大学の学生募集全般として、今後、長期的に続く受験人口の減少の中で、女子総合学園として内部進学を確保できる点で大変大きな意味を持つ。広い視野と継続的観点から、双方にとってメリットとなるよう、令和3年度も引き続き併設校と大学との間の情報提供、情報交換を密にして、協定を活かした事業を探り、高大接続の強化を図る。

5. 臨床心理相談室

臨床心理相談室の相談件数は、平成27年度から年間3,000件を超えていたが、令和2年（集計は1月～12月末）は新型コロナウイルス対策のため、4月～5月と8月に臨時休室を行ったため、相談件数は大幅に減少した。延べ1,893件となった。相談件数の減少の理由は、臨時休室の影響と、共働き家庭の増加による相談ニーズが土曜日に集中する傾向にあることが挙げられる。

このような状況に対し、引き続き、専任及び非常勤相談員の増員に努めるよう人材確保には努めているが、依然として土曜日勤務可能な相談員の確保が非常に困難な状況にある。

いずれにしても、臨床心理相談室への相談ニーズはあるが、それに十分応えられない状況は改善する必要がある。今後、臨床心理相談室運営委員会や研究科委員会の場において、改善方策について幅広く議論していく必要がある。

学部の所在地である日進市の教育委員会との連携事業としては、①日進市内の小中学校への臨床心理学・精神医学を専門とする教員による臨床心理学的観点からの巡回指導、②市内の小中学校に勤務する教員を対象とした担当する児童・生徒に関する教育指導面接及び市内の小中学校に在籍する保護者・児童の相談料2回分を無料（日進市が負担する。）とする事業、③市内の小中学校に在籍する児童・生徒の保護者を対象とする「発達障害に関する保護者相談会」の開催である。③については、1学期末に学校を通して開催案内を配付し、令和2年9月に5日間開催し、38人の保護者からの相談の申込みがあった。この3つの事業は、令和3年度も継続予定である。

もう一つの連携先である中日新聞社会事業団・中日青葉学園とは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、具体的な事業は実施できなかったが、令和3年度も継続して連携事業を行う予定である。

学内外の機関とのコンサルテーション業務については、日進市内の小中学校や中日青葉学園以外の機関（例えば、名古屋市立小中学校や児童相談センター、療育センター等と連携したケース支援や幼稚園や保育園を訪問しての助言や支援）や相談室の成人のクライアントに対して就労支援のために学内外の機関利用を勧め、それにカウンセラーが付き添うなどの臨床心理相談室内での相談活動だけではなく支援内容がアウトリーチ的な支援に広がってきている。臨床心理相談室は、こうした地域社会のニーズの広がりにも、可能な限り対応していく。

臨床心理相談室主催の教員や心理関係者・一般向けの講演会は、新型コロナウイルス感染リスクを回避するため、令和2年度は開催を見送ったが、社会的な感染状況が落ち着いたら、また開催予定である。

VIII. 学生募集・入試改革

1. 学生募集

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大学展やオープンキャンパスなどの入学広報行事の中止を余儀なくされ、受験を控えた高校生、その保護者、高等学校教員などのステークホルダーへの情報提供の機会を十分に確保できなかった。令和3年度以降も新型コロナウイルス感染症の影響が引き続き残ると考えられるが「With コロナ」の環境下においても感染症対策を万全に、前例にとらわれることなく学生募集に取り組む。

オープンキャンパスは多くの受験生の獲得につながる行事として年4回開催している。令和3年度も事前予約制で十分な感染拡大防止策を講じ、来場者数をコントロール可能な体制で実施する。

令和2年度にはオープンキャンパス中止の代替イベントとして、事前予約制の「大学見学会」を開催した。オープンキャンパス以外にも、小規模な見学会形式の「大学見学会」に好意的な意見もあったため、令和3年度も同方式を取り入れる検討を進める。

令和元年度には131,035名(実人数)が「入試情報サイト」へアクセスしている。受験者のみならず、保護者の入試情報サイト閲覧も多く、情報提供及び入学促進のため、継続して仕様改良や情報更新を行い、魅力ある情報発信が求められる。令和3年度は入試情報サイトのリニューアルを行う。また、リニューアルする入試情報サイトは、新型コロナウイルス感染症への対応として制作したバーチャル・オープンキャンパス「WEB CAMPUS」の学部学科紹介、模擬授業、入試対策講座などの動画コンテンツを標準装備し、オープンキャンパスが開催できない場合でも本学について十分理解してもらえる内容として構築する。

本学在学生の約80%が愛知県出身、約95%超が東海3県(愛知、岐阜、三重)の出身であり、地元志向の非常に強い地域である。東海三県は重点地域として大学展、出張講義、大学説明会等への参加を強化する。また、広域の中部地域(長野、石川、富山、静岡)からも毎年少数ながらコンスタントに入学者を確保できていることから、これらの地域への情報発信に滞りがないよう、入試情報サイトでの情報提供とともに高校訪問や大学展への参加も継続して取り組む。

コロナ禍においては高校生を始めとするステークホルダーが情報不足に陥る懸念があるため、個人的な大学見学の申込や相談等も積極的に受け入れる。

なお、大学院については、定員確保に資するための方策等について検討する。

2. 入試改革

この10余年の間に競合他大学では、学部・学科の新設やキャンパス増設、施設設備の充実などが図られ、学生募集を取り巻く競争環境は大きく変化している。そのため令和2年度には、競合他大学との関係性における本学の相対的なポジションや諸課題等の理解のため、専門家を交えて本学の「過去6か年の入学試験の推移」の分析を行った。その分析結果を踏まえ、本学の学生募集において志願者の減少に歯止めをかけ、再び回復基調に戻し、継続的・安定的に入学定員の確保に資するため、令和3年度には「椋山女学園大学中長期計画2020年4月～2030年3月」に基づき対応策を講じる。

令和2年度に、学力の3要素を踏まえた入試制度への変更として、特に総合型選抜や学校推薦型選抜で大幅な見直しを行った。2021(令和3)年度入試の実施内容を検証し、改善が必要な事項については見直しを行う。

2021(令和3)年度入試から一般入試Aの実施方法を時間割制に変更し、本学独自試験でも2教科型、3教科型両方の実施ができる体制で準備を進めてきたが、入試直前のタイミングで2021年度入試での実施を見合わせる事となった。令和3年度に実施する2022(令和4)年度入試実施できるよう詳細を詰め、学内の合意を得る。また、多面的、総合的評価により行われる入試の方法として、記述式問題を課すかどうかについては、作題担当者とともに、検討を重ねているが、令和4年度入試に向けて、その方法を探っていく。英語の外部検定試験については、一般入試A等で評価に活用する。

推薦入試の合格発表が12月に変更となることから、入学前スクーリングとの連動や課題の提示、主体的な学習活動を取り入れるなど、入学前教育の充実を図る。平成30年度入学生の入学前スクーリングから、一部学科の一部入試区分において学力の補填を目的とした外部の通信教育を導入しているが、令和4年度入試では、利用学科増が見込まれる。

また、入試問題の出題ミス等防止対策として、出題体制を検証する。

Ⅷ. 管理運営

1. 管理運営体制

本学では、これまで大学改革、教学マネジメント、社会連携等の大学運営に関する課題を全学的視点で速やかに解決することを目的として、学長の下に「大学運営会議」を設置するとともに、各学部長の下に、学部における学士課程教育の更なる充実を目的として「教育内容検討会議」を設置するなど、教学面におけるマネジメント体制の構築を進めてきた。

大学運営会議では、策定した「相山女学園大学中長期計画」及び「改革アクションプラン」に基づき、学長のリーダーシップの下、教養教育の共通化・実質化、シラバスの充実、入学前教育（スクーリング）の実施、併設校以外の高校も含む高大連携、キャリア育成センターの充実等、様々な大学改革に取り組んでいる。また、各学部の教育内容検討会議では、シラバスの第三者チェック、カリキュラム改正、3つのポリシーの見直し、学部将来構想の検討等、教育内容の改善、充実に努めてきた。

令和3年度は、「相山女学園大学憲章」、「相山女学園大学中長期計画実施計画Ⅰ期」及び「改革アクションプラン」を軸として、PDCAサイクルに基づく大学改革をさらに加速させていく。

2. 内部質保証及び自己点検・評価

本学では、平成25年度の大学基準協会の認証評価に引き続き、令和2年度には第3回目の受審を終えた。令和3年度は、その評価結果を踏まえた改善計画を立て、それを大学改革アクションプランへ盛り込み、改善に向けての具現化を進める。また、平成30年度に制定された「相山女学園大学における内部質保証体制の方針」の見直しを行い、PDCAサイクルを機能させる取組を進め、平成29年度以降進んでいない第三者検証による質保証もそれと併行して実施できるような方策を整える。

さらに、年度末には『大学年報』を発行するが、記載内容は点検・評価報告書の形式となっているものの、当該単年度の取組についての内容が中心となっていた。そこで、令和2年度に受審した第3期認証評価を踏まえ、自己点検・評価結果を明示し、『大学年報』が自己点検・評価報告を行う媒体であることを学内外に周知していくために、本号から、『点検・評価報告書—令和2年度—（大学年報 第23号／大学基礎データ）』とする。

4 相山女学園高等学校・中学校に関する事項

I. 令和3年度の基本方針

保育園・こども園から大学・大学院までを有する女子総合学園の中学校・高等学校としての位置付けを明確にし、「人間になろう」の教育理念に魅かれて入学する生徒・保護者の期待に応えるための教育を推進する。

- (1) 令和2年度に検討・作成した中高6年間の学びにおける「学校ビジョン」に基づき、新学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」と「育てたい生徒像」の実現を目指し、授業内容の改善と生活指導の工夫と充実を図る。
- (2) 新学習指導要領に応じた教育課程の編成及び中高学習評価規準、観点別評価の見直しを図る。
- (3) 生徒が主体的に参加・運営ができる行事・生徒会活動・ホームルーム活動の企画を立案する。
- (4) 生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるように、自律した生活習慣の定着を目指した指導を行う。
- (5) 中高とも学年に応じた生徒の進路意識を啓発し、生徒の要望と現実に応じた進路指導を行う。
- (6) 中高生の心身の発達に留意し、相山女学園食育推進センターと連携して食育教育を実践する。
- (7) 相山女学園エコ対策推進委員会と連携し、中学校・高等学校で実施可能なエコ対策教育を実践する。
- (8) 相山女学園大学国際交流センターと連携し、中学校・高等学校の魅力ある国際交流プログラムを企画・実施する。
- (9) 心の悩みを抱える生徒の実態把握を行い、教職員・養護教諭・スクールカウンセラーが協働する「チーム学校」を機能させる運営体制について協議する。
- (10) 中学校・高等学校別の「いじめ防止対策委員会」を定期的に開催し、対応を協議する。
- (11) スポーツ庁が示すガイドラインに準じた「相山女学園中高部活動ガイドライン」に基づき、本校部活動の方向性を確認する。
- (12) メディア・センターとしての図書館を活用した、相山独自の「新しい学びのスタイル」を創り出す多様な学習活動を展開する。
- (13) 総合学園としての将来展望を持った生徒募集政策を計画する。
- (14) 学校の危機管理、防災計画を確立し、生徒・教職員への徹底を図る。
- (15) 私立学校である相山女学園中高としての「社会に開かれた学校づくり」の可能性と方向性について検討する。

II. 教育活動

1. 生徒の自律的な学習習慣の確立と基礎学力の向上

- (1) 主体的・対話的で深い学びを実現する授業実践に向けた研究を行う。
- (2) 授業や家庭学習において、ICTなどを活用し、基礎学力の定着を目指す。
- (3) 学力分析を基に指導法を見直し工夫する。生徒の学習意欲を喚起し、定着度に応じた指導を進める。

2. 学習環境の充実とシラバスの作成

- (1) 中学校の「特別の教科 道徳」の授業実践に向けた効果的なシラバスを作成する。
- (2) 中学校「総合的な学習の時間」について、新学習指導要領で求められる探究的な学習の内容の実践に向け、更なる充実を図る。
- (3) 令和2年度の各教科指導の反省に基づき、6年間のカリキュラムポリシーとシラバスを作成する。
- (4) 時代の求めに応じた中高のカリキュラムを有効なものとするべく、カリキュラムマネジメントの観点から、授業環境・人的配置を含めた効果的な実践に努める。
- (5) 中高全教室Wi-Fi化にともない、生徒1人1台のデバイスによる対面学習とオンライン学習を両立させたハイブリッド学習の可能性を検討する。

3. 教員の指導力の向上

- (1) 教科会での研修報告や公開授業、職員研修会等を通して、教師としての指導力を向上させる。
- (2) 教員間の共通理解による教科研究・協働実践を高めあうことが可能な環境づくりを行う。
- (3) 生活・学習指導における指導法の研究を行う。

4. 「人間になろう」の教育理念の下に行う特色ある教育

- (1) 総合学習では「人権」「環境」「国際理解・平和」の3分野を設け、探究的な学びを通して、「人間になろう」を追究する。
- (2) 修学旅行・校外学習等の行事に際しては、事前研究を行い、現地での講話・体験等を重視する。また、事後報告、レポート作成等本校独自の学習活動として位置付ける。
- (3) 実施時期、実施内容を見直しながら芸術鑑賞の機会を設け、情操を育成する。
- (4) 国際理解を深める教育の一環として、オーストラリアの姉妹校ルルド・ヒル・カレッジとの連携を継続する。これまでの異文化交流の総括をもとに、現在のコロナ禍における国際交流プログラムを検討し、実施する。
- (5) メディア・センターとしての図書館を利用した探究的な学習や読書活動を推進する。

Ⅲ. 生徒指導

1. 生徒の自主性の育成

- (1) 生徒の主体性を高める場として、生徒会活動及びホームルーム活動の位置付けを確立する。
- (2) スポーツ庁が示すガイドライン等を尊重し、本校らしい部活動の在り方を検討する。

2. 生活規律の確立

- (1) 自律的生活習慣定着のための指導等により、基本的な生活規律を確立する。
- (2) 教員・生徒に対して、問題行動への対応と未然防止のための啓発活動を行う。
- (3) hyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）等を活用し、不登校やいじめの防止に努めるとともに、問題が発生又は予見される場合には、必要に応じてスクールカウンセラー、家庭、関係機関等と連携して対応する。
- (4) エコを意識した生徒の自主的な活動を推進する。

Ⅳ. 進路指導

1. 高等学校における生徒進路決定のサポート

高等学校では、年次指導計画に従って、進路意識の早期啓発から具体的な志望校・学部・学科選びまで、個々の生徒の進路決定に際した適性検査、校内模試等を利用した指導を行う。

2. 併設大学進学者に対する進学指導

- (1) 高校2年次では、1学期に併設大学の各学部教員による学部説明会を実施し、3学期末に大学での模擬授業を体験することで、より明確な学部・学科選択ができるよう指導する。なお、高校2年次での併設大学との高・大連携行事については、その内容の見直しも含めて高大連絡協議会において、より充実した実施内容を検討する。
- (2) 高校3年次では、学部説明会及び卒業生との懇談会を設定し、進路決定に向けて指導する。
- (3) 総合学園の強みを生かし、併設大学とは進学指導の面で更なる連携の形を模索する。

3. 他大学進学者に対する進学指導

他大学への進学希望者に対しては、他大学へ進学した卒業生との懇談会の設定を始め、外部進路情報の提供を綿密

に行い、必要に応じて学力補充のためのサポートを行う。

4. 中学校における進路指導

併設の高等学校への進学及びそれ以外の進路を希望する生徒に対して、適切な指導を行う。また、併設大学と連携し、生徒の進路意識を醸成し、同時に保護者への適切な情報提供を行う。

V. キャリア教育

本校では、ほとんどの生徒が大学等への進学を希望するため、大学卒業後のキャリア形成を念頭に置いた進路指導と併せて、早期から職業やキャリアについて考える機会を提供している。令和3年度も中学校、高等学校の学習内容と将来の職業分野との関連を考察させるべく、以下の取組を実施する。

(1) 職業適性・学問適性診断（R-CAP）の実施

職業調べの取り掛かりとして、高校1年生全員を対象に実施し、将来を見据えた学習意識の向上を目指す。

(2) キャリアセミナーの実施

相山女学園大学のキャリア育成センターとの連携のもと、毎年、高校2年生全員を対象に、様々な分野で活躍する卒業生を招いたキャリアセミナーを実施している。令和3年度も引き続き実施する。

(3) ライフプランニング講座の実施

生徒たち自身の人生と社会・家族との関わりを見つめる機会として、高校3年生全員を対象に、ライフプランナーである外部講師による講座を実施する。

(4) 幼稚園体験・看護師体験

外部からの機会提供に即応し、高校全学年の希望者を対象に実施している。例年、多数の参加希望者がいるため、令和3年度も積極的に対応する。

(5) インターンシップ

平成29年度から委託業者のコーディネートのもと、高校1年生を対象にインターンシップを実施している。これまでの反省をもとに、令和3年度も実施予定である。

VI. 安全管理

1. 生徒の安全を確保するための交通安全指導と犯罪防止活動等の実施

- (1) 交通安全・痴漢防止対策等における警察署との連携、生徒への広報活動を推進する。
- (2) 外部者による危険を想定した危機管理マニュアルの周知、防犯訓練の実施、防犯設備・グッズの整備を図る。
- (3) インターネット犯罪に巻き込まれないよう、その危険性を周知徹底し、適切に指導する。

2. 学校防災計画の充実と実施

- (1) 避難訓練を実施し、災害発生時の緊急対応体制を確認し、生徒・教職員への周知を徹底する。
- (2) 保護者と連携し、災害発生時の帰宅方法や連絡方法等の周知を図る。

VII. 保健管理

1. 学校保健計画の作成と速やかな実施

- (1) 心身の健康管理（健康観察、定期健康診断、疾病予防、感染症予防、救急処置）を実施する。
- (2) 学校環境の衛生的管理（温度、相対湿度、気流、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵量、騒音、照度等の測定）を実施する。

2. カウンセリング等の教育相談体制の整備・充実

- (1) 心身に悩みを持つ生徒の実態を把握し、関連部署で協議をしながら指導に当たる。
- (2) 平成30年度から増員配置したカウンセラーや併設大学院人間関係学研究科の学生との連携を図り、指導をより充実させる。
- (3) スクールカウンセラーの組織上の位置付けを明確にし、必要に応じて、いじめ対策防止委員会への出席を行う。

VIII. 職員研修

教員の教育力向上のための研修参加を推進する。

- (1) 全教員参加の研修会を時期、回数にとらわれず、実施する。
- (2) 校外の各種研修会（オンライン研修含む。）への参加を推進する。（全国私学研究集会、中部私学研究集会、私学協会経験者研修会 等）
- (3) 研修補助費等を活用し、教職員の研修を支援する（ICT機器の活用等）。
- (4) 新任教職員への研修を実施する。

IX. 保護者・地域住民等との連携・協力活動

1. PTA活動等への協力を通じた保護者との連携

- (1) PTA定例総会を実施する。
- (2) 各学年における保護者会、学級懇談会を実施する。
- (3) PTA研修会、学年企画等を実施する。
- (4) 従来のメール配信に加え、機能が拡充されたクラウドシステムを利用し、保護者との連絡を密にする。

2. 地域住民との連携・協力活動

- (1) 登下校時の通学路や地下鉄のホーム等での適切なマナー指導を行う。
- (2) 学校行事に際して地域住民に理解と協力を依頼する。
- (3) 覚王山地域を知るための総合学習を実施する。

X. 施設・設備

1. 特別教室等の有効活用

生徒の主体的な学習支援のため、コンピュータ室、講義室や空き教室等を有効活用する。

2. 各種施設・設備の有効活用

- (1) 普通教室のWi-Fiやプロジェクター等を活用した、効果的なアクティブ・ラーニングやプレゼンテーションを行う。
- (2) タブレット等を含めたICT機器を授業で活用するとともに、生徒一人1台の端末整備を進める。
- (3) 図書館・グラウンド・体育館等、諸施設の安全で有効な使用を促し、ホームルーム活動や部活動の活性化に役立てる。

3. 各種処理ソフトウェアの充実

成績処理システムの有効活用、バージョンアップ等の環境整備を行い、より安定した成績処理、学籍管理システムを検討する。

X I. 図書館活動

1. 学習・情報センターとしての学習活動の支援

- (1) 新入生を対象に図書館メディア・オリエンテーションを実施する。
- (2) 調べ学習の授業や総合学習「人間になろう」における図書館の利用を促進する。
- (3) 身近な図書館としてレファレンス・サービス等の図書館利用を促進する。

2. 読書センターとしての読書活動の支援

- (1) 読書ノート・図書館利用ガイドを発行する。
- (2) 生徒も主体的に関わる魅力的な選書活動と配架の充実により、生徒の読書活動を推進する。また、図書更新の方針を立てて適宜実施する。
- (3) ホームルーム読書会に向けて集団読書テキストを選定する。
- (4) 「相中・相高100冊の本」により読書活動を推進する。

3. Webサイトによる蔵書検索の充実

生徒とその保護者、卒業生等が利用できる蔵書検索ページを利用して、貸出を促進する。

X II. 生徒募集計画

1. 本校の魅力の広報・発信

学園広報課と連携し、学校案内パンフレットやWebサイト等を充実させ、より効果的な広報活動を行う。

2. 総合学園としての展望を持った生徒募集政策の策定

学園を取り巻く情勢を様々な機会を利用して情報入手・分析し、入試政策に活かす。入試の実施形態については常に時代に即した在り方を模索していく。令和3年度からの高等学校推薦入試・一般入試については、全ての教科においてマークシート方式を全面的に実施する。また、過去の入試結果の分析、入学生の追跡調査を行い、募集計画を立てる。

3. 各種企画の充実

オープンスクール・学校説明会・入試説明会の充実を図る。

5 梶山女学園大学附属小学校に関する事項

I. 令和3年度の基本方針

本学園教育理念「人間になろう」を教育の根幹におき、小学校校訓「強く、明るく、美しく」の具現を目指した教育の推進と未来志向の視点のもとに、以下のような学校改革及び改善を図る。

- (1) 次のような児童を育成するための教育課程、学習方法の開発
 - ・自ら課題を見つけ、解決に向けて論理的に考え、判断し、行動する児童
 - ・社会・世界と関わり、よりよい人生を送るために、学び続ける児童
 - ・リーダー性をもって協働的に行動し、よりよい社会・世界を形成しようとする児童
- (2) 児童とのふれあいを大切にした学校運営体制の充実
- (3) 教育課程の充実・改善を図るための学校評価活動の充実

II. 教育活動

1. 教育目的

梶山女学園大学附属小学校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、本学園の教育理念「人間になろう」のもとに、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的な教育を行うことを目的とする。

2. 教育方針

- (1) 保育園、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学・大学院まで備えた当地方唯一の女子総合学園の一翼を担って一貫教育を推進し、教育の一層の充実を目指す。
- (2) 「人間になろう」の観点から小学校校訓「強く、明るく、美しく」を具体化し、一人一人の個性を尊重し、知・徳・体の調和のとれた心身を育む。
 - ① 「強く」
自らの心や身体を鍛え、命と自然を尊び、他者と協働しながらたくましく生き抜く力を培う。
 - ② 「明るく」
深く考え、自ら学ぶ態度と基礎・基本の学力を養い、明るく知性に満ちた個性の伸張を図る。
 - ③ 「美しく」
礼節を重んじ、豊かな情操や芸術性と国際性を養い、思いやりと品位ある生活態度を養う。
- (3) 1学級30名の学級編成を基盤に、15人ずつの少人数指導も取り入れ、個々の児童を大切にし、行き届いたきめ細かな指導に努める。
- (4) 「毎日英語」(英語を少人数で毎日実施する)と、校外学習(3年生 イングリッシュデー、4年生 郡上の生活、5年生 イングリッシュキャンプ、6年生 修学旅行)に英語を使う活動を取り入れることにより、世界共通言語としての英語によるコミュニケーション力を育成する。同時に、国際性豊かな資質と態度の形成を図る。
- (5) 女子のみでの教育活動の利点を活かし、思いやりと品位があり、社会的貢献ができる人間性豊かな児童を育成する。
- (6) 一部専科制を取り入れ、専門性を活かした指導の充実と中学校・高等学校や大学との連携を図る。
- (7) 新しい時代に向けて社会の要請する取組として設置した梶山女学園アフタースクールでは、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所としての学童クラブ、新たな拡張的な学びを展開するクリプトメリアンセミナーを実施する。

3. 教育活動

- (1) 学習指導要領に依拠しつつ、本校教育の内容を質的にも向上させ、「生きる力」の深化と定着に努める。
- (2) 全教科等において指導法の改善を図り、学力の向上とともに、児童が自ら学ぶ意欲を高める。

- (3) 専任講師による英語学習を1年生から毎日、少人数編成で実施し、英語によるコミュニケーション能力を高め、国際理解や国際交流の深化を目指す。
- (4) 学年ごとにねらいを明確にし、教材等の学習と関連付けた校外学習を実施する(3年生 イングリッシュデー、4年生 郡上の生活、5年生 イングリッシュキャンプ、6年生 大泉高原の生活・修学旅行等)。
- (5) 書初コンクール、図工作品の展示、縄跳び大会、生活科への日本舞踊の導入、プログラミング教育の実施等、様々な活躍の場や学びの場を設け、児童の個性の伸張を図る。さらに、学校全体で日本文化への関心を高め、国際的な交流の場における日本や本校のアピールとしても役立つ。
- (6) 同学年のみならず、異学年間の学びの場を多く設定し、協働的に学ぶ力やリーダー性の育成を図る。
- (7) グローバルなコミュニケーション能力を高めるため、5・6年生希望者対象の短期語学研修を実施する。研修先において、現地での国際交流活動を実施する。さらに、令和3年度からは5・6年生希望者対象のターム留学(4週間)を実施する。(令和2年度から実施予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)「毎日英語」での学習を活かし、英語を使う活動や場を設けるなど、学年を越えた子どもたちの学習の充実を図る。
- (8) 情報を活用し、発信する能力、論理的に考える力を養うため、「総合的な学習の時間」と各教科等の時間に関連させ、様々なICT機器を活用しながら、ICT教育、プログラミング教育を行う。3～6年生が活用していた1人1台のiPad(タブレット型端末)を令和3年度から1・2年生も利用できるようにし、より主体的、実践的に活動が図られるようにする。
- (9) 大学と連携したビオトープの再整備、地域のフィールドワークによるプロジェクト等と関連させながら、環境教育に力を入れるとともに、各学年で取り組んでいる内容の位置付けを明確にし、環境教育の統括化と実践化を図る。
- (10) 国際理解教育、環境教育、人権教育、食育等を相互に関連させるとともに、今まで支援交流してきたブルキナファソ、タンザニア等大陸を越えた交流活動をオンラインでのコミュニケーションツールも活用しながら実践する。
- (11) 食育を通して、「健康を守り育てる」、「豊かな心を育む」、「環境にやさしい」をキーコンセプトにして、健やかな人間の育成を図る。そして、小学校と椋山女学園食育推進センター、PTA、業者が連携して、安全で安心な給食を実施する。
- (12) 「朝読書タイム」を設け、学校司書と連携した読書指導を行い、豊かな人間性を養う。
- (13) 椋山女学園アフタースクールの活動内容として、全校児童を対象に次の3つの取組を実施する。
- ① 放課後児童健全育成としての「学童クラブ」
多様化する家庭の在り方に対応するもので、放課後や長期休業期間に児童を学童クラブで預かり、家庭に代わる安全で安心な居場所を提供する活動である。
 - ② 「クリプトメリアンセミナー」
伝統文化・アート・サイエンス・スポーツ・コミュニケーションの5つのコンセプトによって、椋山女学園の教育理念である「人間になろう」の具現を図るものである。
 - ③ 「スペシャルプログラム」
長期休業期間を中心に、地域、企業、中学校・高等学校、大学等と連携したプログラムを実施する。企業による出張授業、専門講師による講習、中学校・高等学校生徒による部活動体験、大学教員による授業等の体験プログラムを行う。

Ⅲ. 生活指導

- (1) 生活指導主任と生活指導部の活動をより強化するとともに、hyper-QU(学校生活における児童の意欲や満足度等を測定するアンケート)の活用を図り、予防的生活指導の徹底を図る。
- (2) スクールカウンセラーと協働し、教育相談活動を充実させる。また、併設大学人間関係学部との連携を深める。
- (3) 人に優しい、人の痛みのわかる心温かな情操を育成する。
- (4) 挨拶、言葉遣い、所作等に気をつけ、品位ある生活習慣を身につけさせる。
- (5) 「早寝、早起き、朝ご飯」等児童の基本的な生活習慣の浸透を保護者の理解と協力を得ながら推進する。

- (6) 規則を守ってけじめのある生活をし、誇りを持って行動できる子どもを育成する。
- (7) 生活指導目標と、朝礼の校長講話、道徳の授業との連携を図り、基本的な生活態度を全校で指導し、定着させる。
- (8) 防災教育、安全教育を警察署や地域の人々の協力も得て実施し、「自らの身を守る」態度形成を図る。
- (9) 情報教育を通し、ネット社会の利便性と危険性を理解させる。

IV. キャリア教育

- (1) 発達段階に応じた適切な自己理解を促進し、自己の成長に気付かせ、自分の良さや可能性を認め、将来への夢や希望が持てるように賞賛や激励の働きかけに努める。
- (2) 児童会を中心とした「相ニコグッズ」の制作、販売を通したブルキナファソ支援活動等を通して、現代社会を生きるうえで必要な資質・能力となるシティズンシップを育てるキャリア教育を推進する。

V. 安全管理

- (1) 「防災計画」、「児童の安全確保及び防犯対策」、「災害時の措置」等の規程に基づき適切に対応する。
- (2) 防災・防犯施設の整備・点検の充実を図る。
- (3) 生活安全情報に留意し、登下校メール配信システム「ミマモルメ」を活用する。通学路の安全を確保し、安全教室等を実施し児童の登下校の防犯意識を高める。校内の安全点検に努める。
- (4) 昼間は警備員による校門を中心とした学校周辺の警備、夜間は防犯機器による機械警備を継続する。
- (5) 安全管理に対する教職員の意識を高める研修会を警察署や専門機関と連携を図り、継続的に行う。

VI. 保健管理

- (1) 本校保健安全計画に基づき、児童の健康管理、安全管理の適正化を図る。
- (2) 児童の病気・怪我等に対する適切な対応について教職員に周知徹底を図る。
- (3) 日常生活で安全に行動できる能力を養うとともに、命を大切にす気持ちるを高める。
- (4) 保健室の整理整頓に努め、より適切な運営ができるように保健室の充実と保健関係の広報活動を行う。

VII. 組織運営

- (1) 機能的で連携の取りやすい運営組織となるよう校務分掌の不断の改善を図る。
- (2) 広報活動を学園と一体になってさらに強化していく。Webサイトでは「相小ダイアリー」の閲覧が多いため、記事と写真の公開を素早く日常的に行う。加えて動画の公開にも力を入れ、Webサイトの更なる充実を図る。さらに学校行事等の即時発信のツールとしてInstagramの発信にも力を入れる。
- (3) 財政的経営状況の健全化に努める。
- (4) 学校評価を実施し、学校経営の適正化を図る。
- (5) 個人情報の管理について適切に対応する。
- (6) 教員の働き方の改革を行い、子どもとゆとりをもってふれ合うことのできる環境づくりを行う。

VIII. 職員研修

- (1) 教職員相互の信頼関係と協働性を高め、全教職員が一体となって学校づくりに当たるため、新学習指導要領の実施に関する研修、ハラスメント研修を含め各種研修を実施する。また、教員としての専門性を高めるための研修を充実し、一人一人の自己開発力を高め教職員の質の更なる向上を図る。

- (2) 私立学校教職員としての誇りを持ち、私学教育の特色を発揮すべく研究研修活動を行い、本校独自の指導実践を工夫する。
- (3) 教員の人材育成、能力開発の観点から、教員のライフステージに沿った研修目標の設定と研修を実施する。また、個々の研修を教職員全体でも共有し、学校全体の組織力も強化していく。
- (4) 全校で共通の研究テーマを設け、テーマの探究、研究授業の実施、研究紀要の作成など主体的な研究活動の実施、外部の専門家の招へい、積極的な研修会の参加など研修活動を活性化する。
- (5) 教員の質的向上を図るために、自己開発の視点から校外での研修や研究活動への参加を推奨する。

IX. 学校評価

- (1) あらゆる教育課程において、PDCAサイクルの視点を持って、普段から学校運営に全教職員が関わる。
- (2) 第3学期に、全教職員で学校評価を行い、令和3年度の学校計画づくりに活かす。
- (3) PTA活動等からの要望や保護者の意見等を学校改善に活かす。

X. 保護者・地域住民等との連携

- (1) 保護者会と個人懇談会を定期的に開催し、保護者の学校教育への理解を深めるとともに、保護者・教師間の意思の疎通を密にする。
- (2) 保護者とは日常の連絡を密にとることに留意し、相談事にも親身になって応える。
- (3) PTAを学校づくりの重要なパートナーとして位置付け、共に学校改革を推進する。PTAメンバーの主体的な参加の「相小パパの会」「図書ボランティア」等の活動とも連携を強化していく。
- (4) 地域からの信頼を高められるよう次の事項に留意する。
 - ①地域の行事や地域の交通安全活動等に積極的に協力し、参加する。
 - ②児童の登下校時や地下鉄・バス利用時の態度・マナーの向上を図る。

XI. 施設・設備

- (1) 校舎や施設・設備を最大限に活かし、教育活動の改革を進める。
- (2) 施設・設備の保全・維持・管理の充実に努める。
- (3) 学校内の展示や整理整頓等を工夫する。
- (4) 全教職員が、校内の整備への意識を高め、児童の学習への仕掛けとなるよう空間構成に工夫を凝らし、豊かな校内環境を創出する。

XII. 児童募集計画

- (1) 募集広報活動の充実に努める。マスメディアを利用した広告の効果的な掲載を図る。
- (2) 特色ある独自の授業の実践に努め、積極的にマスメディアを通じて社会に情報を発信する。
- (3) 幼稚園、こども園、保育園、インターナショナルプレスクール等の訪問等を実施し、幼稚園、保育園とのつながりを強化していく。
- (4) 入試時期や入試方法については、検証しながら改善を進める。
- (5) 広報活動を素早く、日常的にWebサイト等で行う。また、転勤や海外赴任の多い企業やそれらの日本の窓口となる海外子女教育振興財団の作成する「学校便覧」に情報掲載を継続していく。

6 梶山女学園大学附属幼稚園に関する事項

I. 令和3年度の基本方針

令和3年度も、本学園の教育理念である「人間になろう」を根幹とし、75年余りに及ぶ創立以来の伝統を継承し、新たな時代を見据えた幼稚園として、以下に示す教育方針に沿い充実した幼児教育を行っていく。

- (1) 健康な心と体（心身ともに健康で明るく、元気に満ちた子どもに育てる。）
- (2) 自己発揮（いろいろなことに興味を持ち、積極的に取り組む子どもに育てる。）
- (3) 人間関係力（友達を大切にし、協力して行動できる子どもに育てる。）
- (4) 道徳性（約束や決まりを守り、思いやりの心を持つ子どもに育てる。）

園舎の環境を活かし、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習である「遊び」を存分に展開し、豊かで実り多い経験を重ねることのできる幼稚園教育をさらに推進していく。また、現教育要領を踏まえて「幼稚園教育において育みたい資質・能力」を培うことができる教育を実現していく。さらに、小学校教育との円滑な接続を図る。

また、学年や学級を超えて交流する機会を提供するとともに、保護者の多様なライフスタイルにも対応すべく、預かり保育を拡充している。平成30年度から取り入れている会員制を継続し、令和3年度は更なる内容の充実を目指す。

大学の様々な専門分野と関わりながら、学園内の他の学校、園とも連携した教育・保育を展開する。

II. 教育目標・教育課程

1. 学年の目標

- (1) 年少の目標 園生活に慣れ、好きな遊びを通して友達に親しむ。
- (2) 年中の目標 友達とのかかわり合いを喜び、一緒に遊びを楽しむ。
- (3) 年長の目標 友達とのつながりを深め、目的を持って遊びを進める。

2. 分野別の目標

(1) 運動

身体を動かして遊ぶ楽しさや心地良さを知り、進んで体を動かそうとする意欲を持つ。

- ①年少の目標 身体を動かして遊ぶ楽しさを知る。
- ②年中の目標 身体を動かすことの楽しさを知り、進んで運動する。
- ③年長の目標 自分なりに目標を持ち、進んで運動することを楽しみ、友達と共通の目的を持って競技や運動遊びに取り組むことで満足感を味わう。

(2) 食育

食生活に必要な基本的な習慣や態度を身につけ、食べることを楽しみ、健康な体作りとのつながりを知る。収穫の喜びを知り、調理を通して食べ物への興味・関心を持ち、食べ物、食材を大切にしようとする。

- ①年少の目標 食事に必要な習慣や態度を知り、いろいろな種類の食べ物や料理を楽しむとともに、食べ物を残さず食べようとする。また、自分たちで植えた野菜を見たり、成長に気付いたりする。
- ②年中の目標 食事に必要な習慣や態度を身につけ、健康と食べ物との関係について関心を持ち、できるだけ多くの種類の食べ物や料理を味わい、食べ物を残さず食べる。また、自分たちで植えた野菜を栽培する手伝いをし、その成長を喜ぶ。
- ③年長の目標 自分の健康に関心を持ち、様々な食品をバランス良く食べるとともに、食事に必要なマナーを身につける。また、野菜の世話をする楽しさや収穫の喜びを味わうことで、自然の恵みの大切さを知り、生産者への感謝の気持ちを持って食事を味わう。

(3) 人間関係

身近な人と親しみ、かかわりを深め、愛情や信頼感を持つ。

- ①年少の目標 身近な人の存在を知り、親しみを持つ。
- ②年中の目標 身近な人に親しみを持ち、かかわりを楽しむ。
- ③年長の目標 身近な人とのかかわりを深め、思いやりを持つ。

(4) 環境

身近な環境に親しみ、自然と触れ合い、様々な事象に興味や関心を持つ。

- ①年少の目標 身近な動植物に興味を持ち、触れて遊ぶ。また、身近な物や資源を大切にしようとする。
- ②年中の目標 身近な動植物に親しみを持って大切にしようとするとともに、自然に関心を持ち、取り入れて遊ぶ。また、身近な物や資源を大切にしようとする。
- ③年長の目標 身近な動植物に触れる中で生命の大切さを知るとともに、生活の中で自然に触れ、その大きさや美しさ、不思議さ等に気付く。また、身近な物や資源を大切にする。

(5) 言葉

経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現するとともに、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や姿勢を持つ。また、絵本や物語に興味や関心を持つ。

- ①年少の目標 日常生活に必要な言葉が分かるようになり、自分の気持ちを言葉で表現しようとする。また、人の話を聞こうとする。友達との会話を楽しむ。
- ②年中の目標 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わうとともに、人の話を聞こうとする意欲を持つ。また、文字や数字に興味を持つ。
- ③年長の目標 自分の経験したことや考えたことを話し、相手に伝える喜びを味わうとともに、人の話をよく聞き、先生や友達と心を通わせる。また、言葉、文字、時計、物語に興味や関心を持つ。

(6) 表現活動（音楽）

教師や友達と一緒に歌やリズム等の表現遊びを楽しむ。

- ①年少の目標 音楽に親しみ、歌ったり、踊ったり、楽器を使ったりすることを楽しむ。
- ②年中の目標 友達と一緒に歌ったり、踊ったり、リズムに合わせて演奏することや、イメージを膨らませて表現することを楽しむ。
- ③年長の目標 自分なりに歌やリズムのイメージを捉えて表現することや、友達とイメージを共有しながら表現遊びをすることを楽しむ。

(7) 表現活動（制作）

生活の中でイメージを豊かにし、様々な素材・用具を使って、描いたり作ったりすることを楽しむ。

- ①年少の目標 自分の好きなものを描いたり作ったりすることを楽しむ。また、はさみやクレヨン等の用具の使い方を知り、決まりを守って使う。
- ②年中の目標 いろいろな素材に親しみ、イメージを形にしたり絵に描いたりすることを楽しむ。また、素材や用具を目的に合わせて使う。
- ③年長の目標 自分なりにイメージを膨らませ、工夫して作ったり描いたりすることや、友達とイメージを共有しながら一緒に作品を作ることを楽しむ。また、用具、素材の特徴を活かして使う。

Ⅲ. 安全管理・保健管理

- (1) 安全計画・危機管理マニュアルを毎年見直し、改善を図る。
- (2) 年間に地震4回、火災3回、不審者3回程度の避難訓練を実施する。
- (3) 避難訓練時には必要に応じてガードマン、職員、警察にも協力を要請して行う。
- (4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入れ替えを計画的に行う。
- (5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要に応じて見直し、いざという時の備えを常にしておく。

- (6) 教職員の安全対応能力の向上のために、園内研修を行い、必要に応じて警察署・消防署等の協力を要請する。
- (7) 安全な施設・設備を最大限に整えるとともに、教職員がすぐに対応できるよう緊急時の備品は常に身に付けたり、手近な所に常に置くなどして、緊急時に対応できるようにする。
- (8) 毎月、最初の日を安全点検の日とし、遊具・設備等を点検表に従って全教職員で園内を隈なく点検し改善を行う。また、怪我の発生については、「ヒヤリ ハット マップ」を活かして発生場所についての共通認識を深めるようにする。他、朝礼時に全教職員で事態を把握する。
- (9) 家庭との連携については『相山・幼稚園の教育』等で入園当初から対応を伝える他、訓練実施の都度、協力を要請する。また、保護者向けに災害発生時引き渡し訓練を行う。
- (10) 担任、養護教諭等が日常的に子どもの健康観察を行い、異常を感じる場合は保健室で適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添い等を行う。
- (11) 在園中に担任が保護者の代行で与薬する必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。
- (12) アレルギーの対応については、可能な限り安全安心な食品、物品、塗料や清掃剤等を使用する。給食やおやつへの対応は、医師の診断書に基づき、保護者、園、給食業者の三者で面談の上決定する。
- (13) 健康診断や部屋の空気検査等は、定期的に専門機関に依頼して実施する。
- (14) 「保健だより」を発行し、保護者に子どもの健康管理についてのポイントを知らせる。
- (15) 感染症予防のため、毎朝「健康かんさつカード」を用いて園児の健康チェックを行うとともに、換気、室内清掃、おもちゃ等備品の消毒を定期的に行う。

IV. 保護者との連携

- (1) 担任と保護者が、朝と帰りに直接顔を合わせて子どもの様子を伝え合う。
- (2) 各部屋の前の連絡板でその日の活動や連絡等を毎日伝える。
- (3) 毎月の保育のねらいや計画を月ごとに掲示し、常に目に触れるようにする。
- (4) 年間日程を4月に保護者に配付し、年間の流れが分かるようにするとともに、月ごとの詳しい日程もメール配信する。
- (5) 園だより（月1回）、学年だより（月1回）、クラスだより（随時）、保健だより（随時）等、園からの発信をできるだけ多くして、園の方針や子どもたちの様子を詳しく伝え、保育への理解を図る。
- (6) 保育参観・保育参加・個別懇談会・希望者懇談会・学級懇談会・父親懇談会等を実施し、担任と保護者、また、保護者同士の交流を深める。
- (7) 「コミュニケーションボックス」を常時設置し、保護者が随時意見を出せるようにする。
- (8) PTAと教育活動全般にわたって必要に応じて協力・連携をし、教育活動をより豊かで安全に行えるようにする。
- (9) 保護者のボランティアにより、「えほんのへや（図書室）」での子どもの援助・園外活動の付き添い・演奏等を実施する。
- (10) Webサイト、インスタグラムにて、日々の保育の様子を、写真を織り交ぜて伝える。
- (11) れんらくアプリにより、緊急連絡やアンケート、預かり保育の受付、欠席連絡の受付等を行う。
- (12) 子どもの家庭環境について配慮し、保護者支援を行うとともに、関連諸機関と連携する。

V. 地域への開放・発信・連携

- (1) 講演会（年1～2回実施）への参加を保護者だけではなく地域の方々へも呼びかける。
- (2) PTA主催の「親子のつどい」には卒園児とともに地域の方々へも参加を呼びかける。
- (3) 地域から本園に寄せられた意見・要望に対して、できる限り応えるよう努力する。
- (4) 地域に子育て情報を発信する。

- (5) 「えほんのへや」を土曜日、夏季休業中に地域に開放し、貸出しや絵本の読み聞かせを行う。
- (6) 子育て相談について広報し、相談事業を行う。

VI. 教育相談体制

- (1) 園内の教育相談について、担任の他、園長、教頭がいつでも受入れ可能な準備をする。
- (2) 園外からの相談も受け入れる旨を常時園外から見える位置に掲示し、Webサイトで案内を公開する。
- (3) 園の全教員が私学協会認定の「教育相談員」の資格を取得して対応する。

VII. 組織運営

服務監督、情報管理、経理管理については、学園全体の規程に従い実施する。

VIII. 職員研修

1. 自己研修・園外研修

園外の研修に全員ができるだけ多く参加し、その成果を園内で報告する。

2. 園内研修

- (1) 毎日、学年会議を開き、実践上の問題を報告し合い、次の日の実践に活かす。
- (2) 週1回の職員会議において、学年ごとの実践を報告し、全員で共有する。
- (3) 職員会議において、個々の教員の実践を全員で共有する。
- (4) 共通の園内研修課題を決め、それに基づき研究又は研修を行う。その成果について全員参加の協議会で発表・討論を行い、報告書としてまとめる。

IX. 施設・設備

- (1) 保育室や園庭の清掃、遊具の点検を毎朝職員で行い、園児が安全に活動できるようにする。
- (2) 専門業者による遊具安全点検を年間2回実施し、必要に応じて補修する。

X. 特別支援・他機関との連携

令和3年度も、次のように子どもたちがいろいろな人と触れ合う機会を設け、また、関係機関との連携を行うことによって教育の充実を図る。

- (1) 併設大学の学生の体験学習の受入れ、併設大学教育学部、人間関係学部の実習生の受入れ
- (2) 県内高等学校の職業体験の受入れ
- (3) 併設中学校の生徒の自作のエプロンシアターを携えての訪問の受入れ
- (4) 併設高等学校のフィルハーモニー・オーケストラクラブ演奏鑑賞会の実施
- (5) 近隣中学校の職業体験の受入れ
- (6) 消防署への訪問
- (7) 名古屋市環境サポーターによる自然教室
- (8) 人形劇観賞、ミニコンサート、マジックショー、サンタクロースの来園等の実施
- (9) 年少児・年中児対象の交流会実施等の併設小学校との連携、学校探検及び年長児と小学校1年生との交流会等の学区内にある名古屋市立田代小学校との連携

-
- (10) サポートが必要な園児の円滑な小学校進学を支援するための小学校との連携
 - (11) 保育時間中に園児が怪我をした場合に処置を依頼するなど、近くの医療機関との連携
 - (12) 発達に課題がある園児の巡回指導や療育センター等の福祉施設との連携

XI. 園児募集計画

1. 本園の特徴の広報・発信

- (1) 学園広報課と連携しながら、入園案内パンフレットの作成を行い、また、Webサイトを充実させ、教育活動を常時発信する。
- (2) 近隣施設や保育園にパンフレットの設置を依頼し、地域の人々へも周知する。

2. 見学者の受入れ

保護者は園を選択するに当たって園見学を重視するため、随時、見学者を受け入れ、対応する。

3. 説明会の実施

- (1) 入園希望者向け説明会において、映像を活用して園生活の様子や教育方針等の理解を図る。
- (2) 説明会後に個別相談の時間を設けて、個々の質問に答え、きめ細かい対応をする。
- (3) 預かり保育の内容について、十分に説明をし、理解を図る。

7 椋山女学園大学附属椋山こども園に関する事項

I. 令和3年度の基本方針

本学園の教育理念「人間になろう」に基づき、また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の「環境を通して行う教育及び保育」の考え方を踏まえ、園児が安心・安定して園生活を送り、自ら身近な環境に関わるなど自己を十分に発揮して、発達に必要な経験が積み重ねていけるよう、以下の方針に沿って教育・保育を展開していく。

- (1) 健康な心と体 (よく食べ、よく眠り、生き生きと遊べる子どもに育てる)
- (2) 人間関係力 (人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感を持つ子どもに育てる)
- (3) 主体性 (主体的に物事に取り組み、やり遂げようとする子どもに育てる)
- (4) 自己表現 (のびのびと自己を表現する子どもに育てる)

椋山女学園大学に隣接する環境を生かし、園児及び保育教諭が多様な経験を積み重ね、質の高い教育・保育を目指していけるよう大学との連携を図っていく。また、幼保連携型認定こども園の社会的役割を果たすために、地域の未就園の親子に子育て支援を行う。

大学附属の幼稚園、保育園とは、互いに連携を取りながら同じ教育目標の下で教育・保育を進めていく。
新型コロナウイルス感染症については、安心・安全な教育・保育が提供できるよう対策を講じていく。

II. 教育・保育目標

1. 学年の目標

- (1) 0歳児の目標 生理的欲求を満たし、生活リズムをつかむ。
- (2) 1歳児の目標 行動範囲を広げ、探索活動を盛んにする。
- (3) 2歳児の目標 象徴機能や想像力を広げながら集団生活に参加する。
- (4) 年少児の目標 身近な仲間や自然等の環境と積極的に関わり、意欲をもって活動する。
- (5) 年中児の目標 信頼感を深め、仲間と共に感情豊かな表現をする。
- (6) 年長児の目標 集団生活の中で自立的・意欲的に活動し、体験を積み重ねる。

2. 分野別の目標

(1) 養護 (生命の保持)

- ① 0歳児の目標 健康や安全に配慮し、一人一人の生活リズムを大切にし、生理的欲求を十分に満たす。
- ② 1歳児の目標 清潔で安全な環境を整え、生理的欲求を満たし、生活リズムの形成を促す。
- ③ 2歳児の目標 安全で快適な生活環境の中で、身の回りのことを自分でしようとする気持ちを育てる。
- ④ 年少児の目標 衣服の着脱や食事、排泄など健康な生活に必要な活動を自分でしようとする気持ちが持てるようになる。
- ⑤ 年中児の目標 健康で安全な生活に必要な基本的な習慣に関心を持ち、自らできることの喜びを感じられるようになる。
- ⑥ 年長児の目標 健康で安全な生活に必要な習慣を身につけ、自ら考えて行動できるようにする。
就学に向けて、よりよい生活リズムが整うようにする。
生活の流れを見通し、主体的に行動し、自立に向かうようにする。

(2) 養護 (情緒の安定)

- ① 0歳児の目標 保育教諭との応答的な関わりの中で、安心して過ごせるように情緒の安定を図る。
- ② 1歳児の目標 一人一人の気持ちを理解し、受容することにより、子どもとの信頼関係を深め自分の気持ちを安心して表すことができるようになる。

- ③2歳児の目標 様々な自己主張を受け止め、一人一人の気持ちに共感し、自我の育ちを支える。
- ④年少児の目標 子どもの気持ちや考えを受け止め、自我の形成とともに主体的に行動できるようにする。
- ⑤年中児の目標 自己発揮をする中で、「達成の喜び」や「満足感」を味わい、自信をもって行動できるようにする。
- ⑥年長児の目標 心身の調和と安定により、自信を持って行動できるようにする。

(3) 健康

- ①0歳児の目標 人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。
空腹、満腹、目覚め等のリズムが作られていき、心身ともに安定した状態で園生活を過ごせるようになる。
- ②1歳児の目標 安全で活動しやすい環境の中、保育教諭に見守られながら一人遊びを十分に楽しむ。
身の回りのことを保育教諭と一緒にしようとする気持ちが芽生える。
- ③2歳児の目標 全身を使った運動や手・指先を使った遊びを十分に楽しむ。
保育教諭の見守りの中、身の回りのことを自分でしようとする。
- ④年少児の目標 十分に体を動かし、いろいろな遊具や用具を使った遊びを楽しむ。
生活の流れが分かり、自分でできることは自分でしようとする。
- ⑤年中児の目標 様々な遊びに挑戦し、体の動きが巧みになる。
健康、安全な生活に必要な習慣や態度に関心を持ち、身につけようとする。
- ⑥年長児の目標 運動遊びに意欲を持ち、目標を持って取り組む。
自分の体に関心を持ち、健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につけ、進んで行動する。

(4) 人間関係

- ①0歳児の目標 特定の保育教諭と愛着関係を築き、安定して過ごせるようになる。
- ②1歳児の目標 保育教諭が見守る中で、身の回りの大人や友達に関心を持ち、関わろうとする。
- ③2歳児の目標 保育教諭や友達と関わって遊ぶ楽しさを知る。
- ④年少児の目標 友達と共感したり、葛藤したりする中で、自分にも相手にも気持ちがあることに気づき、友達と遊ぶ楽しさを知る。
- ⑤年中児の目標 友達の気持ちに気づき、共感したり、思いやりの気持ちを持つ。
- ⑥年長児の目標 友達の思いを受け入れ、友達との違いを認めながら協力して物事をやり遂げることの大切さや充実感を味わう。

(5) 環境

- ①0歳児の目標 身近なものに興味や関心を示し、見たり、触れたりする。
- ②1歳児の目標 自然物や身近な用具・玩具に興味を持ち、進んで触れたり試したりして遊ぶ。
- ③2歳児の目標 身近な自然や事象に興味や関心を広げ、探索、模倣をして遊ぶ。
- ④年少児の目標 様々な自然や事象に触れ、興味や関心を持ち、親しみを持って自分から関わろうとする。
- ⑤年中児の目標 様々な自然や事象に触れたりしながら、考え工夫して遊ぶ。
- ⑥年長児の目標 生活の中で、物の性質や数量、図形、文字、時間などに関心を持って関わる。

(6) 言葉

- ①0歳児の目標 喃語などを優しく受け止めてもらい、初語や保育教諭とのやりとりを楽しむ。
- ②1歳児の目標 保育教諭との応答による心地よさや嬉しさを感じ、自分の気持ちを簡単な言葉で伝えようとする。
- ③2歳児の目標 自分の思いや経験と話そうとしたり、生活や遊びの中で簡単な言葉でのやりとりを楽しむ。
- ④年少児の目標 経験したことや自分の思ったことを言葉で表し、友達とのやりとりを楽しむ。
- ⑤年中児の目標 言葉で自分の思いや考えを伝えたり、友達の話や話を聞いたりしながら、会話の楽しさを味わう。
- ⑥年長児の目標 共通の目的に向かって、友達と話し合い、自分の思いを伝えたり相手の話す言葉を聞こうとしたりする意欲や態度を身につける。

(7) 表現

- ①0歳児の目標 保育教諭の声や表情に安心感を覚え、快、不快感を表現し、欲求や要求を表す。

- ②1歳児の目標 歌、手遊び等を模倣しながら、のびのびと表現し楽しむ。
- ③2歳児の目標 保育教諭や友達と一緒に歌ったり、リズムに合わせて身体を動かしたりすることを楽しむ。
- ④年少児の目標 様々な素材や用具を使って自分の思うように描いたり、作ったりして遊ぶことを楽しむ。
- ⑤年中児の目標 友達と一緒に遊びのイメージを共有しながら、様々な表現を楽しむ。
- ⑥年長児の目標 友達と心を通わせ、一緒に表現する過程を楽しむ。

Ⅲ. 安全管理・保健管理

- (1) 月に一度以上の避難訓練（地震、火災等）、様々な状況を想定した隔月の危機管理訓練、半年に一度の不審者対応訓練、年に一度の防災訓練、引き渡し訓練を実施し、職員は緊急時に冷静に対応し、子どもの生命を守る行動を取ることができるようにする。
- (2) 毎朝、保育室内、園庭の安全面、衛生面での確認を実施する。
- (3) 感染症対策のため、保育室、トイレ等の清掃はこまめに実施し、おもちゃ、砂場等の消毒は適宜実施する。
- (4) 緊急時備品の保管場所を常に明確にし、中身の確認や入れ替えを計画的に行う。
- (5) 自衛消防隊組織・防火管理組織や避難訓練の担当組織を必要に応じて見直し、いざという時の備えを常にしておく。
- (6) 職員の安全対応能力の向上のために、園外の研修への参加及び園内での研修を行い、必要に応じて警察署・消防署等の協力を要請する。
- (7) 日ごろから職員は、落下防止、転倒防止策が取られているかを意識する。職員は、すぐに対応できる備品は身に付けたり、手近な所に常に置くなどして、緊急時に対応できるようにする。
- (8) 保育教諭は、登園時に健康観察を行い、いつもと違った様子が見られた場合には、保護者に確認をする。また、養護教諭は毎日、決まった時間に健康観察を行い、異常を感じる場合は速やかに適切な対応をし、必要に応じて保護者への連絡・病院への付き添い等を行う。
- (9) 怪我の発生については、「怪我の報告」に記録し、毎朝のミーティング時に職員間で情報を共有し、同じ場所、状況等での怪我を防ぐようにする。
- (10) 在園中に保育教諭、養護教諭が保護者の代行で与薬する必要がある場合は、「与薬連絡票」によって医師が処方した薬に限って取り扱う。
- (11) アレルギー対応については、医師の診断書に基づき、保護者と園の面談の上決定する。食の提供については、可能な限り代替食を提供する。
- (12) 年に2回の園医による健康診断、年に1回の園歯科医による歯科検診や検尿検査を実施し、月に1回の身体測定を実施する。異常があった場合は速やかに保護者に連絡をする。
- (13) 保育環境の検査等は、学校薬剤師により定期的実施する。
- (14) 保健だよりを発行し、保護者が子どもの安全や健康管理について関心を高めるようにする。
- (15) 新型コロナウイルス感染症への感染防止対策として
 - ①衛生管理・換気について
 - ・園舎内の消毒、各玄関にアルコール消毒液の設置
 - ・保育室の窓は常に開けておく
 - ・1時間に1回、10分間の定期的な換気
 - ・空気清浄機、シーリングファンを常に稼働する
 - ②園児の登降園の送迎について
 - ・保護者の送迎時の園内での滞在時間削減のため、玄関前でのタブレットによる登降園チェックや保育記録・お知らせ等の掲示
 - ・送迎時の保護者のマスク着用
 - ③園児の健康管理について

- ・全園児は自宅検温をし、健康チェックカードに記入し、持参
 - ・保育中の健康状態の把握
 - ・3歳児クラス以上児のマスク着用
 - ・給食は指定席で会話をしないで食べる
 - ・午睡はできるだけスペースを空けるようにし、咳等の症状がある場合は更に距離を離す、別室に移動するなど
他児から速やかに離す配慮
- ④行事について
- ・保護者が来園する行事は実施2週間前からの検温・健康観察を健康チェックカードに記入行事前日に提出。行事当日の検温・アルコール手指消毒の実施
 - ・感染状況に応じて行事の中止、あるいは動画配信やZOOMの活用などを行う
- ⑤職員の健康管理について
- ・検温・体調チェック、不織布マスク着用、手洗い・うがい、アルコール手指消毒の徹底等、感染防止に努める
- ⑥実習生の受入れについて
- ・大学との連携のもと安全策を講じた上で実施
- ⑦来園者（委託業者、園見学者等）への対応について
- ・外部講師・清掃業者職員等の検温・体調チェック、マスク着用、手洗い
 - ・うがい、アルコール手指消毒の徹底
 - ・園見学者の人数制限（各家庭1名、参加者を毎回5名以下に限定）、自宅での検温、マスク着用、アルコール手指消毒。園舎内には限定された場所でのみ対応し、密集を避ける

IV. 保護者との連携

- (1) 保育教諭は、登降園時に保護者と子どもの健康面等について連携を取る。
- (2) 保護者との連絡に連絡帳を活用する。
- (3) 毎日のクラス保育の様子が掲示板で保護者に伝わるようにする。
- (4) 必要に応じて日々の園児の保育の様子を写真で掲示し、教育・保育内容が保護者に伝わるよう工夫をする。
- (5) 次年度の年間行事予定を年度末に配付し、保護者が仕事との調整を図りやすくし、園児の成長を園と共に喜び合える関係を構築する。
- (6) 園だより、クラスだより、保健だより、給食室だよりは毎月発行し、保育内容等や園児の様子を詳しく伝える。
- (7) 懇談会等を実施し、担任と保護者、また、保護者同士の交流を深める機会とする。
- (8) 保護者会と連携し、協力して園児の育ちを支える。
- (9) 保護者会主催（保護者会予算）の園児が楽しめる人形劇、演奏会等を実施する。
- (10) Webサイトを活用して、教育・保育の様子を写真等でわかりやすく伝わるようにする。
- (11) れんらくアプリにより、緊急連絡や欠席連絡の受付等を行う。
- (12) 子どもの家庭環境について配慮し、保護者支援を行うとともに、必要に応じて関連諸機関と連携する。

V. 地域への開放・発信・連携

- (1) 地域の子育て支援の場「すぎっこ」を定期的（月に2回程度）に多目的室等で実施する。また、その場で必要に応じて子育て相談を実施する。新型コロナウイルス感染症の感染状況によってはZ o o mなどの媒体を用いた子育て支援を行う。
- (2) 椋山女学園大学教育学部の「子育て応援キャラバン隊」と共同で、子育て支援の場を設ける。
- (3) 地域の子育て広場やサロン等に職員を派遣する。

- (4) 地域の高齢者と関わる機会を持つ。
- (5) 区役所、保健センター、療育センター、民生委員、主任児童委員と連携し、地域に根差していく。
- (6) 「えほんのもり」は「すぎっこ」に来園された方が利用できるようにする。
- (7) 園見学希望者に対して、基本的に火曜日～木曜日の間で受け入れる。

VI. 子育て支援の体制

- (1) 園内の子育てに関する相談について、担任の他、園長、副園長、主幹保育教諭が必要に応じて実施する。
- (2) 「すぎっこ」の中で必要に応じて子育ての相談活動を実施する。
- (3) 椋山女学園大学教育学部の「子育てキャラバン隊」と協働して子育て支援を実施する。

VII. 組織運営

就業規則、情報管理、経理管理については、学園全体の規程に従い実施する。

VIII. 職員研修

1. 自己研修・園外研修

研修計画に基づき、名古屋市子ども青少年局保育運営課主催の研修、名古屋保育士会や名私保育士会主催の研修、全国大会クラスの研修会に職員を派遣し、またはオンライン研修に参加させ、得た学びや情報を職員間で共有を図り、専門性を高め、園の教育・保育の質の向上に繋げる。

2. 園内研修

- (1) 毎月、保育カンファレンスを実施し、教育・保育の評価反省を行い、教育・保育の質の向上を図るようになる。
- (2) 保育園との交流保育を実施し、互いの保育・教育の質の向上に努める。
- (3) 大学附属保育園との合同研修を実施し、互いに共通理解を図り、同じ目標をもって教育・保育に向かうことができるようになる。
- (4) 大学附属保育園との保育交流の年間のまとめを作成し、令和4年度に繋がるようになる。

IX. 施設・設備

- (1) 毎週土曜日は自主点検表に基づいて保育室内、園内、園庭、園周辺の安全確認を実施する。
- (2) 専門業者による遊具安全点検を必要に応じて実施する。

X. 発達支援・他機関との連携

次のように子どもたちがいろいろな人と触れ合う機会を設け、また、関係機関との連携を行うことによって教育・保育の充実を図る。

- (1) 教育学部、看護学部、生活科学部等の実習生及び見学を受け入れる。
- (2) 併設大学の学生ボランティアを随時受け入れる。
- (3) 本園を活用した併設大学の授業の受入れを実施する。
- (4) 近隣中学校の職業体験の受入れを実施する。
- (5) 県内高等学校の職業体験の受入れを実施する。
- (6) 警察署員による不審者対応訓練を実施する。

- (7) 名古屋市環境サポーターによる自然教室を実施する。
- (8) 療育センターとの連携を深め、発達支援の必要な園児の育ちを支える。
- (9) スーパーバイザー制度を活用し、障害児理解を深め、保護者と情報を共有し、園児の育ちを支える。

X I. 園児募集計画

1. 本園の特徴の広報・発信

事務局広報課と連携しながら、入園案内パンフレットの作成を行い、また、Webサイトを充実させ、教育・保育活動を常時発信する。

2. 見学者の受入れ

- (1) 入園希望者の園見学を週1回程度受け入れ、園の方針等を説明し、理解された上で入園申請に臨んでもらえるように丁寧に対応する。
- (2) 園見学者には園の方針、目標、生活について5名前後のグループにして丁寧に対応を実施する。